

第百二十九回国
参議院文教委員会會議録第二一号

平成六年五月十三日(金曜日)
午後四時三分開会

委員の異動

三月二十八日

三月二十九日

三月三十日

四月二十五日

四月二十六日

四月二十八日

五月十三日

北澤 俊美君

河本 英典君

長谷川 清君

長谷川 清君

長谷川 清君

長谷川 清君

北澤 俊美君

石井 道子君

石井 道子君

補欠選任

志村 哲良君

松本 英一君

西野 康雄君

肥田美代子君

片上 公人君

片上 公人君

片上 公人君

長谷川 清君

河本 英典君

北澤 俊美君

江本 孟紀君

江本 孟紀君

石井 一二君

石井 一二君

石井 道子君

理事

委員

国務大臣

政府委員

事務局側

説明員

局総務課長

厚生省健康政策

局総務課長

局長

局長

宮崎 秀樹君

森山 眞弓君

篠崎 年子君

及川 順郎君

井上 裕君

田沢 智治君

南野知恵子君

上山 和人君

久保 巨君

肥田美代子君

本岡 昭次君

石井 一二君

乾 晴美君

江本 孟紀君

小林 正君

片上 公人君

橋本 敦君

赤松 良子君

勝木 健司君

遠山 敦子君

提出、衆議院送付

○委員長(石井道子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十八日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として及川順郎君が選任されました。

また、本日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として石井一二君が選任されました。

○委員長(石井道子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石井道子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に及川順郎君を指名いたします。

○委員長(石井道子君) この際、赤松文部大臣及び勝木文部政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。赤松文部大臣。

○国務大臣(赤松良子君) このたび再び文部大臣を拝命いたしました赤松でございます。

教育、学術、文化、スポーツの振興のため全力を傾けてまいりたいと思っておりますので、委員長並びに各委員の皆様方には引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石井道子君) 勝木文部政務次官。

○政府委員(勝木健司君) このたび文部政務次官を拝命いたしました勝木でございます。

文部大臣をよく補佐して、教育、学術、文化、スポーツの振興、充実に全力を尽くしてまいりたいと思っております。委員長並びに各委員の皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(石井道子君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。赤松文部大臣。

○国務大臣(赤松良子君) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部の設置及び短期大学の廃止等について規定するものでございます。

まず、第一は、学部の設置についてであります。これは、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、宇都宮大学の教養部を改組して国際学部を、岡山大学の教養部を改組して環境理工学部をそれぞれ設置しようとするものであります。

なお、これらの学部は本年十月一日に設置し、平成七年四月から学生を受け入れることとしております。

第二は、短期大学の廃止についてであります。これは、昼夜開講制による教育体制の充実のため、新潟大学及び静岡大学に併設されている夜間三年制の短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部と統合するとともに、看護等医療技術教育の充実等を図るため、神戸大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して同大学の医学部に統合しようとするものであります。

なお、これらの短期大学部は、平成七年度から学生募集を停止し、平成八年度限りで廃止すること

出席者は左のとおり。

委員長

石井 道子君

○理事補欠選任の件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣

とを予定いたしております。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る平成六年度の職員定員を定めることとしております。

なお、衆議院において施行期日に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(石井道子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○南野知恵子君 このたび赤松文部大臣の再度の御就任、おめでとうございます。

まず、文部大臣にお伺いしたいことがございますが、四月二十六日の産経新聞の夕刊、二十七日の朝日新聞の朝刊などに見られた記事についてでございます。

新会派「改新」結成に関連いたしましたして、政権枠組みの混乱状態のときに、ある党の幹部政治家がどの女と一緒に寝ようがいいじゃないかと思記者に語った言葉は暴言にはかならないと思ひます。女性を寝る相手と表現する心に潜む女性べつ視は、日本のみならず全世界の女性の心を傷つけるものです。また、見方を変えれば、男性はどの女性とも簡単に寝れるのかとの解釈ができ、日本男子の品位を下げる男性べつ視ともれないでしようか。

政治にとって最も大切な問題を男女の仲に例えることは、両院の品位を著しく傷つけると同時に、政治そのものに対して、また全国民に対しての冒瀆ともとれます。

豊かな人間教育、健全な子供の育成に心がける文部省におかれましては心を痛めておられると思ひますが、子供の手本になり切れない大人たちにこそ、生きる心、心して生きることの大切さを理

解する性教育が必要ではないでしょうか。品格ある人間教育に対する大臣の胸の内を、まずお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(赤松良子君) その言葉を新聞等で目にいたしまして、何といひますか、我が目を疑ったというのが実感でございます。

直接その場に居合わせたわけではございませんので、評論家としてならば幾らでもコメントができますと思ひますが、閣僚というのは大変その発言の重さというものがあつたというふうに承知しておりますので、余りいろいろと申し上げるのは差し控えさせていただきますが、もしそういう御発言があつたとするならば、もう情けないといひ言ひようがないように思つております。

いろいろ先生がおっしゃいました品性とか子供に対する教育上よくない影響だとか、全くおっしゃるとおりでございますが、何しろいろいろなことをたくさんおっしゃる方もおられますので、そういう発言というのはその前後の脈絡等あるいはその発言されたときの状況等をよく知らないと、間違つたコメントをするといけませんので、その程度にさせていただきますと思ひます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

大変苦しいお胸の内のごいひですが、引き続きまして看護関係について質問させていただきますと思ひます。このことは、国民の健康生活維持、健康な子供の育成に大いに関係するものであると信じております。

科学技術の進歩に伴ひまして、近年の医学、医療の高度化は目覚ましいものがあり、まさに日進月歩であります。このような中で、医療現場における看護業務の高度化が進んでおります。また、高度化した医療を提供するにはチーム医療が重要で、医師とチームを組んで活躍できる看護婦が必要となつてきております。また、我が国の高齢化は急速に進み、未曾有の高齢社会を迎えることになりまふ。地域における保健医療、福祉体制の構築が重要な課題となり、訪問看護の実施など、地域における看護職の役割はますます重要となつて

きております。このような中で、高度の専門知識・技術と思ひやりのある豊かな人間性を持つ看護婦を養成することは緊急の課題であります。

平成四年に看護婦人材確保法が制定され、この法律に基づいて看護婦の人材確保に関する基本方針が定められました。この基本方針においては、看護系大学の積極的な整備がうたわれております。既に文部省におかれましては、このような状況を踏まえ看護系大学を積極的に整備しておられるところであり、改めて敬意を表します。

現在、看護大学は三十一校あり、そのうち助産学教育を行っているところは十四校と聞いております。今回、特に平成六年度に神戸大学に保健学科を設置され助産婦の資格が取れる助産学専攻も整備されるものと伺つておりますが、大学教育においては助産学は選択制となつてゐるため養成数得不安定となつております。また、助産技術の習得などに関するカリキュラムや教師の数なども各大学により検討が進められておりますが、大学教育で今後どう位置づけしていくかという問題も関心が高いものであります。これらの件につきましてはまた改めてお伺いしたいと思つております。

私は、先日、看護系大学関係者とお話する機会があつたのですが、看護系大学を設置するに当たつて看護系教員がどうしても不足して困つてゐるというのを聞きました。教育は人なりということを申し上げますが、看護系大学を設置するに当たつてまさに教員は最も重要であります。

そこで伺ひたいのですが、文部省におかれましては、看護系大学を設置するに当たつての教員不足に対して現状をどう認識しておられるのでしょうか。また、このような深刻な看護教員の不足に対してどのような対策をとっておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(遠山教子君) 御指摘のように、日本におきまして急速な高齢化の進展あるいは保健医療を取り巻きます環境の変化に伴ひまして、看護婦等の不足とともに、資質の高い看護婦等の養成が強く求められてゐるところでございます。この

ような状況を踏まえまして、お話にありましたような看護婦の人材確保法が平成四年に制定されたこともありまして、近年、国立、公立、私立を通じて看護系の学部学科の設置が急速に進められております。

数字で見ますと、平成三年には十一校しかなかったものが平成四年には十四校、平成五年度には二十二校、そして平成六年度には政府予算案に計上されております国立大学分を含めると三十一校となる予定でございます。三年間で約三倍という状況でございます。

このような状況のもとで、設立に当たりましては、看護学を教えるには研究する教授、助教等スタッフを必要数確保することが最大の難しい問題になつてゐることは御指摘のとおりでございます。まして、各大学とも大変な御苦勞のもとに人材を集めておられる実態でございます。

今後、設置を予定している大学にありましても当分の間はこのような御苦勞が続くと思はれるところでございますけれども、基本的には、看護系の大学や大学院の整備が進む中で、大学院生あるいは助手、講師等の若手の中から教授、助教授としてふさわしい人材が逐次育成されていくものと考えているところでございます。

○南野知恵子君 今、御答弁いただきましたように、看護系大学を整備するに当たつてもその教員を養成する大学院の整備が重要であります。また、看護学の教育研究を振興するに当たりましても大学院は重要であります。かつて、仄聞するところによりまして、看護学という学問はないと語つておられた方がいらつしたという話がございますが、今そのようなことをおっしゃる方はおられないと思つております。今後、看護業務の進展を図る上で看護学の振興は不可欠であります。

そこで伺ひたいのですが、現在、看護系大学の大学院の具体的な整備状況はどのようなものでしょうか。また、看護系大学院の今後の整備方針をお伺ひいたします。

○政府委員(遠山教子君) お尋ねの第一点の看護

系大学の大学院の具体的な整備状況について、まずお答えを申し上げます。

平成六年度現在、看護系の大学院は国立大学で四大学に置かれております。千葉大学の看護学研究科看護学専攻、東京大学の医学系研究科保健衛生学専攻、東京医科歯科大学の医学系研究科保健衛生学専攻、そして琉球大学の保健学研究科保健衛生学専攻が置かれております。このうち千葉大学と東京大学につきましては博士課程が置かれております。

また、私立大学では、現在、三大学に看護系大学院が置かれておりまして、聖路加看護大学、日本赤十字看護大学及び北里大学の三大学でございますが、これらはいずれも看護学研究科看護学専攻が置かれております。そして、このうち聖路加看護大学には博士課程が置かれております。

したがって、国立と私立合わせて修士課程が七大学、博士課程が三大学となっております。

第二の御質問の点でございますが、今後、看護系大学院の設置につきましては、大学の教員養成等社会的な需要を考慮いたしまして大学院としてふさわしい条件を整えた大学からの申請があれば、私どもとしては積極的に対応してまいりたいと考えております。

○南野知恵子君 ぜひお願いしたいところでございます。

また、文部省におかれましては、リフレッシュ教育を推進されていると伺っております。理工系の大学院を中心として社会人の積極的な受け入れを進められているものと承知いたしておりますが、看護系大学院におきましても看護職の免許を有する社会人の受け入れは重要であると思っております。むしろ看護系大学における深刻な看護教員の不足や、これまで我が国に看護系大学院が極めて少なかった、いやほとんどなかったという状況を考えれば、社会人の受け入れは他の分野以上に重要と思われまふ。私の知人でも、大学院で社会人

の受け入れがあるならば入学したいという意欲的な人がおります。

そこで、現在、看護系大学院における社会人の受け入れ状況はどうなっているのでしょうか。また、今後、社会人の受け入れを一層推進すべきと考えますが、いかがお考えでございますでしょうか、お願いいたします。

○政府委員(遠山敦子君) 確かに御指摘のように、社会全体の生涯学習に対するニーズは大変大きいものがございます。大学院レベルにおきましても社会人受け入れを積極的に実施すべきであると考えているところでございます。特に看護学の場合はこれまで大学院が少なかったという事情もございまして、他の分野以上にニーズが高いものと承知いたしております。

文部省といたしましては、このようなニーズに大学がこたえられますように、夜間や土曜の午後等に授業または研究指導を行う昼夜間講義を開く、あるいは専ら夜間において授業を行う夜間大学院の制度を開く、あるいは正規の学生以外の人々が大学院で特定の科目のみを履修して単位を取得することができるよう科目等履修生等の社会人の受け入れに配慮した大学院制度の弾力化の措置を講じてまいっているところでございます。

看護の分野について申し上げますと、北里大学の大学院、千葉大学大学院、琉球大学大学院におきまして昼夜間講義を実施し、現職の看護婦を修士課程に受け入れておられると聞いております。

文部省といたしましては、今後ともこのような動きを大いにバックアップして社会人の生涯学習ニーズにこたえていくことを期待しているところでございます。

○南野知恵子君 ぜひ門戸を広げていただきたいと思っております。

また、医学部などの分野におきましては論文博士の授与がかなり行われておられるということをお聞きいたしました。看護教員の不足ということも考慮しますと、看護の分野におきましても論文博士の授与が必要ではないでしょうか。

我が国が指導、援助を行っている開発途上国にも博士取得者がかなりおりますことは御存じと思われまふ。また、最近、看護系大学の教員の中に看護学に関しまして研究業績を上げた者がふえてまいっております。こうした人々に博士取得の道を開く上でも論文博士の授与は必要であると思われまふ。論文博士の授与を積極的に進めていくべきと考えておりますが、お考えはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) このことは御案内と存じますけれども、論文博士の授与につきましては、その分野についての博士課程を有する大学が論文審査等を行って、そして博士課程を修了した者と同等以上の力があると認められた者に対してその博士号を出すということができればでございます。

したがって、論文博士の円滑な授与のためには、まず看護系の博士課程の存在がその前提となるわけでございます。

ところが、御承知のとおり、日本では昭和三十九年に設立された先ほど申した東京の大学院の保健学専攻が長く唯一の看護系の博士課程でございました。近年や昭和六十二年に聖路加看護大学、それから平成五年に千葉大学に看護系の博士課程が設置されたばかりでございます。このような状況を受けて、現在までに論文博士は東京大学から保健学の分野で九十四人に授与されているところでございます。恐らくこの中に看護学を専攻した方がおられるのであらうと思っております。

お話しのように、近年、大学の整備に伴いまして助手等の若手研究者の数もふえてまいっておりますので、文部省としても、この中からすぐれた研究実績を上げ、かつ論文博士を取得していただく人がふえてくることを期待しているところでございます。

論文の審査には教授にとりまして時間も労力もかかるものではございますけれども、やはり看護学の発展のために、審査は厳正にしなくてはなりません。できるだけ便宜を図っていただくことを

期待しているところでございます。

○南野知恵子君 看護の分野といたしましては、最近、研究しているものが地域社会学でありましたりまたはスポーツと妊娠というものでありまして、そういう意味でレフェリーの方々が大変不足といえますが、その分野を専攻してくださる方が少のうございまして、それでなかなか伸び悩んでいるというの現状でございますので、ぜひそこら辺の御理解もいただきたいと思います。

最後でございますが、今後、我が国の高齢社会の到来を考えると、看護職の役割といえますものはますます増加し、その重要性が叫ばれてまいっております。こうしたことを踏まえまして、今後さらに看護系大学や大学院の設置を積極的に推進していくべきと考えておりますが、文部省としての御見解を伺いまして最後とさせていただきます。

○国務大臣(赤松良子君) ただいま先生の御指摘がございましたことは、もうすべてそのとおりというふうにして思っております。

既にいろいろディベートがございましたので、私はちょっと観点を改めて最近経験いたしましたことと申し上げますと、非常に丈夫で病気をしたことのない私の仲のいい友達、二年ほど前に入院をいたしました大きな手術をしたのでございます。その後、もうすっきり、ああ看護婦さんというのには大事だねということを中心からの叫びのように言うようになりまして、そういうふうにもう人間の幸せというのは本当にいい看護婦さんに恵まれるか恵まれないかでさく違うんだということをその人は実感した。その人は物を書く仕事なものですから、そういうことをどんどん書いてくださいますと私は言ったわけでございます。

それから高齢化の進展、これまたみんながいつか必ず年をとってそれこそいい看護職の方に恵まれるかどうかというのは老後の幸せにとっても大きな影響があるわけで、そういう方がたくさ

いってくださるということがとても大事だというのは私たちに割合とわかりやすいのではないかと。その点、この問題はわかりにくい問題ではない。

では、具体的にどうすればいいかという、その養成の方法とかあるいはどういう整備をすればいいかというようなことは、今、政府委員がある申し上げましたので私も一生懸命やっていますというところをおわかりいただけたかと思ひますので、文部省はそのつもりで一生懸命やっております、これからはますますということをお願い申し上げます、お答えにさせていただきます。

○南野知憲子君 やはり病気がさつた方は、看護婦は大事、ドクターは神様、看護婦は天使というふうに見ていただけるんですが、常日ごろそのような認識をいただいておりますことは大変うれしいことだと思います。

教育の問題につきまして御高配いただきまして、ますます我々も頑張つてまいりますが、看護婦たちも頑張つてまいりまして、地域の方々へのいいサービスが提供できることを念じております。

ありがとうございます。

○宮崎秀樹君 大臣、再度の御就任おめでとうございます。そんなに長くないようでございますけれども、健康に御留意され、ひとつ頑張つていただきたいと思ひます。

時間がちよつと食い込んでいますので、私は短くやりたいと思ひます。簡潔にやりたいと思ひます。

今回の宇都宮大学、岡山大学の教養部を改組して新学部をつくるということは大変結構なことでございます。しかし、二十一世紀を目前に控えまして超高齢化時代を迎える中で、ただいま南野委員から看護婦さんのお話が出ましたけれども、医療従事者、特に理学療法士とか作業療法士、放射線技師さん等、こういうコメディカルの養成施設が国立では大変少ないような気がするんですけれども、現在、国立大学においてこういう学部等養成機関というのは大体どのくらいございますでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 事実だけ申し上げます。

国立大学では、平成元年に東京医科歯科大学医学部に臨床検査技師の養成課程も含みます四年制の保健衛生学科をつくりました。また、平成四年には広島大学医学部に理学療法士、作業療法士の養成課程も含みます四年制の保健学科、それから平成五年には大阪大学医療技術短期大学の改組によりまして、ここにも医学部に四年制の保健学科を設置したところでございます。

また、今回審議をお願いいたしております法案におきまして、神戸大学医療技術短期大学の廃止をその内容としておりますけれども、これはこの短期大学部を発展的に解消いたしましたして神戸大学医学部に理学療法士、作業療法士、臨床検査技師の養成課程を含みます四年制の保健学科を設置することにしてはいるものでございます。

このほか、これらコメディカルの養成を行つております国立の医療技術短期大学は平成六年四月現在二十一ございいます。

○宮崎秀樹君 まだまだ私は需要と供給のバランスがとれていないと思うので、大臣、どうでしょう。今後こういう教養部の廃止に伴つて新学部を創設するときに、こういうものを視野の中に入れてひとつ努力をしていただくとしようなお覚悟がおりますか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤松良子君) 今、政府委員から事実を申し上げましたが、この方向はとも正ししいというふうには思つております。

医療技術が飛躍的に向上していく、それに見合う技術者がいなければ幾ら一部の技術のレベルが向上してもそれを多くの人が享受することはできないというふうには思ひます。そのために、そういう方たちを教育する機関というものを整備して、そういう方たちが十分に全国に配置されるということとはとても重要なことだというふうには考えております。一度にたくさんというわけにもなかなかまいりませんので、このたびのように御要請に応じてそういうものをふやしていくという心構えで

いることを申し上げたいと思ひます。

○宮崎秀樹君 ぜひ前向きにやっていたいただきたいと思ひます。

それから今回の法案の改正で、昭和四十八年度以降に設置されました医科大学の職員の問題ですが、この平成六年度の増員の件は、ほとんど内容が看護婦さんだというお話を伺ったんですね。そこで、国立大学病院が特定機能病院というものを手挙げて申請されその方向でいくということになるのは、現在幾つぐらい全国でございいますか。

○説明員(眞野重君) 現在、特定機能病院とい

ますのは三十五病院でございますが、そのうち国立大学の附属病院は四病院でございます。

○宮崎秀樹君 そうしますと、医師の数は私は充足していると思うんですね。ところが、看護婦さん初め医療従事者等につきましては人員の配備が現状ではできていないんですか。そして、ほかの大学は人員が足りないからその配備にはとても間に合わないということとこれをやっていないのか、その辺の実態はどうなつていますでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 国立大学病院のケースでございますけれども、特定機能病院となることによつて医学の教育研究に支障が生じるのではないかと懸念があったわけでございましてけれども、既に特定機能病院として承認を受けた国立大学病院の実態等から、現状において特定機能病院となつた場合にも国立大学病院の使命を十分に果たしていくことが可能であるという認識のもとに、今後は順次特定機能病院への申請が進むものと考えております。ということは、いろいろな人的な条件等も既に整つていっているというふうには考えております。

○宮崎秀樹君 この辺は非常にいろいろな問題が絡んでまして、来年平成七年度から付添看護婦を病院は廃止する、それは病院自体が雇用して完全看護に持つていくということになっていきます。これは今国会で健康保険法改正の法案が通れば、十月一日から付添看護婦の廃止に向けた財源としていわゆる給食料の一部負担八百円というのが出

ておりますので、これになりますと早急に人員を確保するために国立大学病院はその体制を整えなければいけません。これは来年からもしやらなければ病院として認めないんですから。だから、この辺の問題は大変重要な問題だと思ひます。

と同時に、大学病院というのは教育と診療と研究をやる機関ですから、社会保険診療報酬だけでこれを補てんしてやろうという考え、これは私は間違ひじゃないかと思ひます。文部省の教育面、研究面に対してはやはり別の枠で人員の確保をしないとできない。それと、健康保険上の問題のいわゆる付添看護婦の廃止に対する人員の増加というものの兼ね合いをどこでどういうふうにな線を描いていくかという問題が私は重要な問題だと思ひます。

この答えはなかなか難しいと思ひますけれども、今後これは厚生省と文部省とよく話し合はれて、そして大学病院の特殊ないわゆる医療機関並びに教育機関というものの性格をきちつと位置づけていかないと大変難しい問題が出てくると思ひます。それに対して、もう時間がございますので、ほんの三十秒でいいですから両方からお答えをいただきます。

○政府委員(遠山敦子君) 二点ございしましたけれども、付添看護婦の件につきましては、これは既に基準看護を行う体制が整えられております。また、毎年大変厳しい定員事情でございますけれども、百名程度の看護要員の増員を行つてまいつております。その点につきましては、付添看護婦を全廃するということになりましたも国立大学につきましましては対応し得る内容となっております。それから第二の点でございますけれども、先生御指摘のとおり、国立大学病院は診療を通じて医学の教育研究を行う場として重要なものでございまして、したがってその大学病院の必要とする経費につきましては、診療に対して得た社会保険診療収入を歳入として計上することは当然でございますけれども、大学病院におきます診療、教

育研究に必要な経費につきましてはこれまでも文部省予算によって措置しているところでございます。これは診療報酬の総額のみで行っているというところでは全くございませんで、むしろかなり多額の予算を計上しているところでございます。ただ、時間がありませんので詳しく御説明できないのは残念でございますが、その点について御説明させていただきます。

○宮崎秀樹君 厚生省は時間ないから結構です。最後に一つ。

現場は全然違うんですよ。現場へ行ってみると付添看護婦さんがいなくちゃできないんですよ。今、そんなうまいぐあいにいっていないんです。一回入院されたらわかります。時間ございませんから、とにかくこの辺は今後厚生省ともよく詰めてやっていただきたいと思っています。

○上山和人君 日本社会党・護憲民主連合の上山和人でございます。

私は、今回の法律案の中で、国立大学の教養部の改組または廃止の問題に絞って御質問申し上げます。

平成三年二月八日の大学審議会の「大学教育の改善について」という答申以降、大学において教養部の改組または廃止が進んでいるのでございまして、本法律案が成立をいたしますと、国立大学全国で九十八のうち教養部を置く大学はわずか十七大学になるのでありますけれども、そのように認識して間違いないと思いますか、局長。

○政府委員(遠山敦子君) そのとおりでございます。

○上山和人君 それでは、今回の法律案が成立をしますと十七大学に教養部が残ることになるわけでありまして、この残っている十七大学はそれではこれから来年度以降教養部をどうしようとしているのか。残っている十七大学の教養部の取り扱いをめぐる動向についてどう把握なさっているのか。時間が余りありませんので、局長から簡潔にお答えをいただきます。

○政府委員(遠山敦子君) 教養部の廃止に伴いましてどのように大学を改革していくかということでございますが、教養部改革はその廃止が目的ではございませんで、それぞれ大学におきますカリキュラムの充実ということを目的にしているものでございます。したがって、それぞれの大学の学部の教育の理念、目標ということを明確にして、それに乗っかって改革が考えられるわけでございますが、そのためには教養教育を実現する授業のあり方、あるいは専門教育との有機的な連携のあり方、あるいは全学的な教養教育の実施体制のあり方などについてその大学がそれぞれ独自に考えを進められるべきものと考えます。

したがって、教養部を仮に廃止する場合に対応するやり方といたしましては、全学的な再編制によって学部を新設するケースがございまして、大学院を充実していくケースあるいは既存の学部を充実するケース、それから教養部自体を存続するというふうにも決めることもあり得るわけでございます。それらはいずれも各大学がみずからの方針について真剣に検討されて構想が出てまいるものと思っております。

○上山和人君 私は九州の出身でございますけれども、九州の中でまだ教養部が残っている大学がかなりあるんです。この残っている大学の動向を調べてみますと、ほとんど近い将来教養部を改組するあるいは教養部を廃止する方向で今、検討が進んでいると私は把握をいたしております。

したがって、平成三年二月八日の大学審議会の答申以降の流れとしては、教養部の改組あるいは廃止をしてさらに教育課程を改革する、この流れはもう全国的な流れになっておりまして、恐らく国立大学から教養部は近い将来姿を消すことになるのではないかと考えております。

そうしますと、戦後の学制改革によりまして昭和二十四年に今の新しい大学の制度がスタートしておりますから、以来四十数年を経過しているわけでございまして、この時点で教養部がなくなったり、要するに見えなくなるわけでございますか

ら、一般の国民の目には非常に見えにくくなるわけですね。一体、大学における教養部は一般教育を担うところでありまして、これから大学の一般教育はどうなるんだらうかと、極めて国民の関心が高いわけでございまして、これはむしろこれからこそ大学における一般教育の重要性はますます重くなる、大きくなるという認識が私は国民の間に広くあるからだと思うのでございます。

そして、この四十年余りの歴史の中で新しい大学の成果と欠陥と申しましょうか、あるいは長所と短所と申しましょうか、そういうものが入念に分析された上で、欠陥、短所があればそれを補うものとして改革の必要が生じたと思うんです。

したがって、局長から簡潔でよろしいですから、この大学審議会の答申以降の大学改革、教育課程の改革、とりわけ教養部の改革の背景について、整理をしてお答えいただけないでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 大変大きな御質問でございます。また的確にお答えできるかどうかでございますけれども、新制大学発足以来、確かに半世紀近くなるわけでございまして、しかしこれまでの間、新制大学が果たした役割は極めて大きいものがあると思っております。

一つは、大学の伝統的な使命でございます。学術研究の推進の上で数々の貢献をいたしましたし、それから複線型から単線型の教育システムへの移行、あるいは大学教育の普及拡大に資したところ、あるいは教員、医師、工学系の技術者などすぐれた人材の育成ということをやっております。

これにより今日の日本があるということも言えるのではないかと申すわけでございまして、他方、新制大学のあり方につきましてはいろいろな問題もあつたわけでございます。

時間がなくて詳しく申し述べられませんが、時間も、やはり特に新制大学の特色とした一般教養を身につけた教養ある市民、そして職業能力も持った人材を養成するという理念があつたわけでございまして、特に一般教育の充実ということにつきましては、この半世紀の間に必ずしも充実し

た形で行われてこなかったという指摘もあるわけでございまして。具体的に一般教育の理念を実施するという上で硬直的であつたり、あるいは必ずしも十分に機能していなかった側面があるという御指摘が非常に多いわけでございます。

特に近年、学問の進展あるいは社会経済状況の変化というものが著しいわけでございまして、大学のあり方について国民各層からの期待の中身が変化を遂げてまいっているわけでございまして、そのようなことに対応していくために、いろいろ大学の改革をしていただく必要があるということの盛り上がりがあったわけでございまして、そのようなことから大学審議会が設置され、平成三年の大きな大学設置基準の改革等につながつていったわけでございまして。

先生の御質問に必ずしも十分答えられなかったかもしれませんが、戦後の新制大学の理念とした一般教育の充実という点において必ずしも十分でなかった点があつたということが今回の一般教育の見直しにつながつてきていることも言えるのではないかと申すわけでございまして。

○上山和人君 今、局長から一般教育の理念を中心としてお答えがございました。いずれこの問題はまた機会を改めて深く議論をしたいと思っております。きょうは時間の厳しい制限がございまして、私は、これからの大学教育の中の一般教育の位置づけから一般教育の意味を考える場合に、二つの側面から具体的に考えてみたいと思つておるんです。

一つは、大学に入ってくる学生の問題、学生の状況。つまり大学入試もいろいろ改善されておりますが、なかなか難しいんですけれども、入試科目がだんだん少なくなる傾向にあるんです。そうすると高等学校におきましては、背に腹はかえられませんが入試科目を中心とする受験教育に偏りがちなんです。そのことによつて入ってくる学生にもやっぱ一定程度のレベルについての変化があるんじゃないでしょうか。時間がございせんのでこれはほんの一面しか今申し上げており

ませんが、そういう学生たちを迎える大学として一般教育はいかに準備をすべきか、考えるべきかという視点が一つはあるんじゃないでしょうか。

もう一つは、今、四十年余り大学から学生を社会に送り込んできたわけですが、その学生たちが卒業して社会人となつて生きている生き方を見ながら、果たしてこれまでの大学教育はこれでよかったのか、あるいは一般教育はあれでよかったのかという反すうといひますか、そういう視点から一つの側面としては大学教育の中の一般教育の位置づけなり意味を考えるべきではないかと思ひますので、両面から、局長、なかなか時間がなくて難しい問題ですけども、今までお考えになつておられることをお示しただければと思ひます。

○政府委員(遠山敦子君) 先生御指摘のように、大学教育のあり方はやはりそこに入ってくる学生の資質なり意識なりというものにもマッチした面がある必要があると思ひます。特に学部教育におきましてはそのような配慮が非常に大事であらうと思つております。

その意味で、今回の大学改革の大きな柱に教育機能の強化ということをつたつておりますが、これは学部教育のあり方を従来の一方的な講義形態というふうなことではなくていろいろな工夫をすべきではないか。例えば少人数教育をやつてみたり、ディベートの機会を設けたり、要するにそれは一般教育の理念、目標の実現でもあると思ひわけでございます。

申すまでもないと思ひますけれども、一般教育の理念、目標としましては、各般の学問への幅広い関心を抱かせますとともに、基礎的な理解力あるいは広い視野というものを身につけさせることも大事でございますし、単に知識を広めるということではなくて、物の見方、考え方あるいは判断力、構成力、対話力、表現力といったようなものを身につけさせる、そういう幅広いねらいがあるはずでございます。

そういうことから、先生のおっしゃいました

後段の方のこれまでの大学における教養教育のあり方への反省というものが出てまいつてゐる。そういうものを加味して現在の改革というものが進んでいるし、またそうであるべきだと考えております。

○上山和人君 一つの側面のお答えはございましたけれども、これまたいづれ詳細にこの委員会としては分析をする責任があるんじゃないでしょうか。

もう一つの側面として、私は、大学が社会に送り込んできた卒業生の生き方を見ながら、一体あれでよかったのかという視点がなければいけないんじゃないかと思ひます。

これは大ざっぱな話になりますけれども、よくニューでもしか先生という言い方があります。かつて高度経済成長時代の人が余つていた時代は、比較的教職につきやすい時期がございました。したがつて、先生にでもなろう、先生にしかできない、そういう言い方がありました。でもしか先生と言われたんです。ところが、今はニューでもしか先生と言われるようになった。ニューでもしかとは何か。上司の言うことなら何でもする、上司の言うことしかしない、そういう状況をニューでもしか先生という言い方で批判されているわけですから、先生と一緒くたにくつて言え、指示待ち人間と言われているタイプになるんじゃないでしょうか。

そういう傾向、これは全体を律することはできませんけれども、この中にも若い人たちがたくさんいらつしやるので失礼になることもあるかもしれないが、傾向として若い人たちの間にそういうニューでもしか的な状態があることは私は否めな

送し出した卒業生たちの社会人としてのそういう生き方を見ながら、一体これまでの大学教育における一般教育はどうであつたかということも考へてみる視点として大事じゃないかと思ひます。その点についてどうですか。

○政府委員(遠山敦子君) 先ほどその点について

て若干触れたつもりでございましたけれども、言葉が足りずに申しわけありませんでした。

今、先生がおっしゃいましたような傾向といひますのは、今の若い人たちを総称するときによく用いられる分析であろうかと思ひます。その意味ではある程度事実であるかもしれません。確かに指示待ち族と言われたり、命令の身がわかつたときに初めてやる、そういう資質といひますか形ではなくて、やはり自分で考える力を持つ、自分で学ぶ力を持つ、そして個性を持った資質である人たちが世の中に出てほしいというのは社会の大きな要望であると思ひます。

大学もそういうふうなことを本来ならば先生おっしゃるようによく考へて、そういう人材、そういう傾向を、どのようにして大学教育において本来望まれるような知識あるいは感性あるいは判断力といったものを身につけるかという角度からそのカリキュラムを見直し、そして教員たちがそういう理想に向けて協力し合つて教育を展開していくということは非常に大事だと思つておられること、その意味では、先生のおっしゃつておられることについて多くの大学人、きつと心ある大学人たちは皆そういうふうなことを思つておられると思ひますけれども、より大きな力としてそういう方向に向かつていけば大変私どもとしても期待するところだと考へております。

○上山和人君 教育の評価は大変難しいござい

ますから、何も責任が大学だけにあるわけじゃない、高校そして義務教育あるいは幼年時代の教育を含めて、そういう日本の今の教育体系の中で、そういう全般について、新しい時代に向かう今です、この前の総理大臣の施政方針演説を聞いていまして大変新しいスタンスの決意が表明されたと思ひます。それから、総合的にやつぱりもう少し時間をかけていずれば議論をする機会をつくつていただきたいと思ひます。

でも、わずかの時間でありましても、今、

私が御質問申し上げて局長が御答弁になりました。それを通してもしつきりしていることが一つだけあると思ひます。それはこれからの大学教育の中で、入ってくる学生を見る場合にもあるいはこれまで社会に出ていった卒業生たちの姿を見ても、やつぱり大学教育の中で一般教育というのは今以上に重要だということについては認識を共有できるんじゃないでしょうか。その点はそういう認識でいいと思ひますが、よろしゅうございます。

○政府委員(遠山敦子君) 一般教育の重要性につきましては、もうおっしゃる通りでございます。

ただ、これまでのやり方であつた一般教育のあり方ではないかということになりますと、やはりそれは改革を要するというところで現在の改革の流れが起きているということについては付言させていただきます。大変恐縮ですが、もう一言だけお話ししたいのは、今、改革に取り組んでおられる大学の例の中では、先生が御指摘になられたようないろいろな問題を解決しようといういろいろな非常にいい取り組みがなされているというところを一言つけ加えさせていただきますと思ひます。

○上山和人君 教養部が改組されるあるいは姿を消すということになると、最初申し上げましたように、なかなか一般の国民の皆さんの中には見えにくいし、わかりにくいことなんです。はつきり申し上げて。したがつて、私は、局長が御答へになりましたように、教養部の改組、一般教育課程の改革というのは、教養部がなくなつても今までの以上に一般教育が充実して学生に履修されるんだということの保証がなければならぬし、そのことをもつと深く国民に理解をさせることも必要じゃないか、そんなふうに思ひます。

そこで、今、局長御答弁のように、私たちはこの前三月十七日に宇都宮大学にお伺ひいたしました。この法律案の中に提案をされているわけでありましても、宇都宮大学の教育課程の改革の実情を直接学長や各部長からお伺ひする機会がご

ございました。そして、なるほど私たちの心配が本
当に吹っ飛ばすような実に見事な、教養部はなくな
るけれども、しかし一般教育そのものは今まで以
上に充実して、学生に履修させる機構も含めて体
制ができて上がっているというところを知ることが
できたんです。これは局長も御一緒でした。こうい
う改革の資料もそのときいただきました。

私は、こういう真剣な大学側の御努力は、宇都
宮大学に限らない、すべての教養部の改組に当
たって一般教育課程を改革なさる大学ではどの大
学も例外なく宇都宮大学と同じような努力が行わ
れているんだと確信をするわけでありますけれど
も、やっぱりその保証がなければこの法律案に賛
同することはできないと思うんです。

したがって、これからの文部省の責任というの
は、大学の自治権との整合性の範囲で、やっぱり
私たちは法律に責任を持つ立場でありますから、
法律を改正していくなら大学のこういう努力は今
後も引き続き引き継がなければならないし、
より強化されるべきであるという観点で、これか
らの文部省のフォローアップの責任が非常に大き
くなるんじゃないか。

私は、大学の自治権との整合性の範囲で、こ
れは大事なことですから申し上げるんですけれど
も、その範囲で非常に大きな責任が文部省にある
と思えますので、最後に文部大臣からそのこと
への決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(赤松良子君) もう先生のおっしゃる
ことに全く賛成でございます。まず大学の自治
ということとは大事、しかしそれを侵さない範囲で
文部省がよく方針を考え、またフォローアップを
するということが非常に重要なことだと実感をい
たしております。

実は、私は一般教養をちょっと女子大で教えて
おりました。こういうものがなくなるといふその
時期に、これは私立でございますけれども、国立
と軌を一にして一般教養教育のあり方が見直され
ている時期でございます。教養がなくなるなん
ておやおやと思ったこともございました。

でも、よく考えてみると、何も教養教育が必要
でないなんてだれも言っていないわけでもないし、
大学の当事者もそういうふうには決して思ってい
ないわけで、専門教育とうまく組み合わせより
豊かな教養教育をするというところを目指してお
られるのだというふうに今や理解をいたしてお
りまして、先生、今、宇都宮大学の例を出しにな
つてくださったんですが、残念ながら私はその大学
には何一つお知りませんけれども、そういうふう
に工夫がされているということで大変勇気づけら
れている次第でございます。ほかのところでもぜひ
そういうふうであつていただきたいと思います、かつ
文部省がそういう方向で御協力ができるようにと
いうふうに願っている次第でございます。

○上山和人君 今の大臣の決意の表明を理解いた
しますので、本法律案に賛意を表明しまして、質
問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○橋本敦君 今回の国立学校設置法改正によりま
して、宇都宮大学と岡山大学で教養部が廃止され
て新学部が設置されることになるわけですが、
この改組に伴って真にその目的が達成されるよう
に若干の問題点を感ずるところがございます。ま
して、それをぜひ文部省の方の御意見も踏まえなが
らフォローアップをしていただきたいという期待
を含めて質問をさせていただきます。

といいますのは、教養部に所属しておられる教
官が新設学部及び既設学部等に分属することにな
るというお話を伺いました。ところが宇都宮大学
の場合、伺ってみますと、既設学部に移る教養部
教官の研究スペースが十分確保できるのかとい
う面で、当面それはなかなか困難でそう簡単に
スムーズにいかないという事情があるということ
も聞きました。

一方、岡山大学の場合ですが、教養部の施設に
は実験研究に対応できる施設設備というものは、
これは教養部の性質からもそうでしょうが、ない
わけですね。ところが新設される環境理工学部と
いうのは、これは実験系学部ですからそういう設

備がぜひとも必要になる。この環境理工学部も、
当面は既存施設の有効活用ということしかやれな
いということと現在の教養部校舎を利用しながら
やるようですが、実験系学部の教育研究活動に本
当にふさわしい設備が早く整えられなければなら
ないという課題があります。

ですから、この法案が成立してもそういったこ
とが予算上の措置及び具体的な設備の改善前進と
してフォローアップしてまいりませんと、仏つ
くって魂入れずといいますが、所期の目的が達せ
られない。こういう問題で、文部省としても大学
のこうした課題の改善のための要求に沿った予算
措置というものが来年度いよいよ必要になつてく
るかと思うんですが、そこらについてどのような
お考えでいらっしゃるのか、伺わせていただきた
いと思ひます。

○政府委員(遠山敦子君) 先生お話しのように、
新しい学部ができたときにそれぞれの学部のねら
いあるいはカリキュラムの内容に応じた施設設備
が整えられるということは大変大事なことでござ
います。両大学ともに時代を見据えた中身のある
改革の構想でございますので、私もどうしても施
設設備の面についても十分配慮してまいりたいと
思っているところでございます。

具体的に研究室がどう、あるいは実験の場所が
どうというところまで今、詳しくお話しすること
はできませんけれども、宇都宮大学と岡山大学の
新学部につきましては、旧教養部棟など既存の施
設の活用あるいは新規の設備費の措置によりまし
て平成七年四月からの学生受け入れに支障のない
よう対処することといたしております。とにかく
この法律を上げていただきました設置することを
認めるということを決断していただきましたと、
次の概算要求で大きな予算要求をすることができ
ないわけでございます。

これからのやり方といたしましては、大学とも
相談しながらより充実したものとなるようにさら
に必要な経費の確保に努力してまいりたいと思ひ
ますが、設備費につきましては、特に実験系を持

ちます岡山大学の新学部関連としましては、年次
計画によりまして一億七千五百万円を当面予定
いたしておりますし、宇都宮大学につきましては設
備費二千四百万円ということで、私どもとしても
最善の努力を払っておりますが、今後ともさらに
努力をしてまいりたいと思っております。

○橋本敦君 それでは今後とも一層の努力をお願い
しておきます。

次に、若手研究者の問題に話を移したいんです
が、それといたしますのは、五月一日、メーデーの
日ですが、夜にNHKの報道スペシャルがござい
まして、そのテーマが「求む、若き頭脳」工学
部研究室の危機、こういう題でございました。
私も文教委員の一人でございますので、これは見
なくちゃいかぬなという思いで見ましたが、見
て本当によかったと思うんですね。これを見まし
て、我が国の今の研究実態から、これは予算上の
大学の設備改善はもちろんのことながら、将来国
家百年の計を考えましても、基礎的な科学研究の
充実ということについて人材の養成が本当に大事
だということを痛感いたしました。

これはちなみに質問ですが、文部大臣、これ
をごらんになっていらっしゃいますか。

○国務大臣(赤松良子君) 残念ながらそのプログ
ラムは見えておりません。

○橋本敦君 ビデオがありましたらぜひ一通ごら
んいただきたいと思うんですね。欧米諸国に比べ
まして我が国の大学院生が少ないことは言うまで
もないんですが、後継者を育てる、大学研究室で
もスタッフをそろえるということが各大学で今、
非常に困難になっている一つの要因として、院生
の研究及び生活条件が極めて厳しいという問題が
あるということですね。これはNHKスペシャル
でも具体的に挙げておりました。

こうした原因についてどう改善していくかとい
うことでいろんな課題があるんですけれども、大
学院生というのは、同世代のほとんどの若者が就
職をして自立した生計を営む年代に入っているん
ですが、依然として院生は学費を払わなきゃなり

ません。そしてまた、本人や両親の年齢を考えましても、親に経済的な依存をいつまでも続けるといことが困難な状況が親も高齢化いたしますから出てくるという、そういうジェネレーションに属してくるわけで、したがって大学院の重視を政府が言うならば、この院生の研究生活及び具体的な生活の支障となる問題の改善のために奨学事業や授業料免除の制度の充実拡充ということは差し迫った急務になっているんじゃないか、私はこう思うわけですね。

ちなみに、全国大学院生協議会が昨年の十二月十九日にまとめたアンケート調査結果を見ますと、現在の生活の経済状態で大変苦しいというのが二一％、苦しいというのが四七％、合わせますと六八％ですから、七割近くが厳しい生活条件に耐えながら研究活動に従事していることがわかりますね。

これを英仏等に比べてみますと、NHKスペシャルでも一部出ておりましたが、大変な違いがございまして、基本的には授業料は無料だということがあるし、奨学金そのものが生活費として給付制で九々もえらるということがございまして。特にフランスではドクター二年以上になりますと大学卒初任給にあわしい研究助成費が給付されるということを聞いておりますし、カリフォルニア大学では全院生に対して四十八万円の奨学金が、これはもう全院生です、出されるということですね。

ところが日本の場合には、院生になりますと、初年度、入学金と授業料で納付金が七十万円要る。正確には七十万七千六百円ですが、これを払わなくちゃならない。しかも、奨学金といえども貸与制である上に、ドクターでもその金額は月額十数万六千円というわずかなものだ、こうなるわけですね。貸与率も非常に少なく、修士課程で二五・七％、ドクターコースで五六・四％、これは九二年度ですが、そういう状況だというように伺っております。

こういうわけですから、これの充実ということ

については一つは貸与率を引き上げるために枠を広げなくちゃならぬ。それから貸与の金額を引き上げるということも工夫しなきゃならぬ。それからもう一つは、貸与制ではなくて給付制に移行することを真剣に考える、そういう時期に差ししかかっているんじゃないかというように思うんですが、こういった問題について文部省としてはいかがお考えでしょうか、伺わせていただきたいと思っております。

○政府委員(遠山敦子君) 大学院生の生活が大変苦しい、こういうことに対していろいろ援助すべきではないかというお話でございまして。

私もいろいろ努力してはいるわけですが、まず給費制はどうかということについては、日本育英会の奨学金は、制度創設以来、返還金を後進育成の資金として循環運用する貸与制をとっているところとございまして、給費制にするということは財政上の大きな問題がございまして。

ただ、私も、今後における育英奨学のあり方はどうあつたらいいかということで調査研究会を設けまして御議論いただきまして、その報告が昨年六月に出たわけですが、博士課程の学生が経済的に安定した状況で勉学に専念できるようにするということは大変大事だけれども、近年の厳しい財政状況のもとで当面は貸与制を維持しながら、返還免除制度の弾力化、あるいは貸与人員、貸与月額の一層の充実を図っていくことが適当であるという報告をいただいたわけとございまして。それによりまして、平成六年度におきまして大学院学生の急増に対応しまして量的拡充を図ろうということで、平成六年度予算案におきましては博士課程千五百人、修士課程二千人、計三千五百人の増員を図ることといたしております。

今後ともいろいろな形で院生の生活について考えていかなくてはならないと思いますが、これ以外にも例えばティーチングアシスタントの制度の導入をいたしておりますし、またちょっと趣旨は違うのでございますが、日本学術振興会の特別研

究員制度、これは給費制でございまして、これについても着々と増員が図られていくということとございまして。

○橋本敦君 一層の努力をこの点ではお願いする以外に当面はないんですけれども、民間企業の方の研究所にどんどん優秀な人材が行くという傾向があつて、大学の研究室に残るというのが非常に少なくなつてきている、本当に大変だということ

を私はこの間のテレビを見て痛感をして、そういった話は聞いておりましたけれども、改めて切実な問題だということに思つたんです。

次に、奨学金の問題じゃなくて授業料の免除の問題ですが、これは国立学校設置法十二条に規定がございまして、これが根拠になつて費用の全部、一部の免除あるいは支払い猶予という措置がとられるわけですね。これについて、大学院生の場合にその年齢等からいって配偶者がある場合が当然出てくるんですが、そうした場合には親の経済状態を考慮するということも、これは本人の実態を正確に見る上で親の経済状態いかんにかかわらず見てやつてほしいと思うんです。配偶者の問題についても、配偶者に収入があるからということでこの規定を弾力的に運用できないかということではちよつと硬直過ぎるんじゃないか。

同じような問題が奨学金の貸与基準についてもあるのではないかと感じがしておりますが、合理的な運用というところでお考えいただいている面があるでしょうか。

○政府委員(遠山敦子君) 授業料免除制度の家計基準につきましては、大学院生の置かれております家計状況等を総合的に勘案いたしまして、大学院につきましては平成六年度から、親から独立していると認められる者につきましては本人の収入で判断する方法に改定したところでございまして。これは既にことし三月十七日付の局長通知で明らかにしているところでございます。これによりまして免除率の改善も進むものと考えております。また、院生に対する奨学金貸与基準でございまして、配偶者のいる場合はどうかというお

尋ねかと思ひますが、配偶者がいるという場合には特別の事由があるというふうに認めまして弾力的な運用をする、あるいは研究能力が特にすぐれているというような人に対しましては普通の収入基準額にアローアンス、許容範囲を設けまして、もとの額の三〇％以上までは認めるといこととございまして、かなり弾力的に扱えるようになっていくところでございます。

○橋本敦君 わかりました。

それでは、もう時間が迫つてまいりましたので、最後に国立大学の授業料について質問をさせていただきます。

去る四月八日に政府の物価問題に関する関係閣僚会議がございまして、文部大臣も御出席になつたと思うんですが、その後記者会見をなさつて文部大臣自身が、公共料金の取り扱いに関する基本方針に関連した御発言と思ひますけれども、今後の国立大学の授業料、入学金の改定方法に関して、これまで授業料と入学金を交互で上げてきたということ、このパターンを見直すことも含めて検討しなくちゃならぬ、そしてまた同時に、教育費の負担というものが少子化の要因、つまり親の負担が大きくなりますから子供が少なくなつていく、そういう分析もあることだから大きな幅で引き上げることが問題だという御発言をなさつていらつしやるのを拝見いたしました。私もそれは基本的に全く同感でございまして。

実際問題としてその点について、大学生のいる世帯の月平均教育費が一体どのくらいになつていくのかということとは厚生省の国民生活基礎調査でも明らかになつておるところでございまして、一言申し上げますと、高等専門学校、短大、大学に通学する下宿生を持つ世帯では、授業料のほか生活費を含む平均仕送り額が一・一人当たり十六万円、こういう額になつていくんですね。だから平均で一か月十六万円子供に送らなくちゃならぬという親の負担も大変なこととございまして、その点、教育費を支出している世帯というのは大変苦しいという数字が厚生省のこの調査でも一九・

六%、やや苦しいが三四%、合わせますと半分以上の五三・六%が苦しいということが国民の声として出ているわけです。

したがって、こういったことを考えますと、大学の授業料というのはこれは値上げは反対と私も言っておたんですが、授業料の引き上げは今後ともやはり抑えて、学費はできるだけ抑えていくというのが日本の教育問題では依然として重要な課題であらう、こう思っておりますが、この点について大臣の所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(赤松良子君) 私実は授業料を安易に上げるとかあるいは大幅に上げるとかというのはいかなるものかというふうに思っておりますので、物価問題に関する関係閣僚会議でちょうど公共料金を上げる場合には国民生活に及ぼす影響もよく考えて厳正という方針を出され、やむを得ないものに限り、時期や改定の幅もよく考えなきゃいけないという方針でございますから、これは私としては大変納得できる内容だと思っております。

その日のその直後に総理が例のやめられるというところで辞意を表明されて、これが同じ日でございます。それで私はびっくりしたんですが、今、この閣僚会議の結論につきましては内閣がかわらうが生きてくるものというふうには私は理解しておりますので、あのときに記者会見で申しましたことも変える必要がないというふうには思っております。

安易に何かパターンだからというのではなく、本当に必要な値上げはそれは仕方ないかと思いますが、その幅も今までどうやってきたからなどというのではなく、よく考えて値上げをする場合にもするという方向でいきたいものだとふうに考えております。

○橋本教君 終わります。

○委員長(石井道子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(石井道子君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石井道子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石井道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第二四二号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現、教職員定数増、私学助成の大幅増額等に関する請願(第二四四号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、教育費の父母負担軽減に関する請願(第二四五号)

一、私学助成の抜本的拡充、三十五人学級の早期実現、父母負担の軽減に関する請願(第二四六号)

一、私学助成の抜本的拡充と小・中・高校三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第二四七号)

一、高校三十五人学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(第二四八号)
一、私学助成の大幅増額と生徒急減期特別助成

の実現に関する請願(第二四九号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現、生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額等に関する請願(第二五〇号)

一、小・中学校三十人学級、高校三十五人学級早期実現、障害児教育の充実、私学助成の大幅増額に関する請願(第二五一号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第二五二号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五七号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願(第二五八号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第二六〇号)

一、小・中学校三十人学級・高校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願(第二六二号)

一、生徒減少期に対応した私学助成の抜本的拡充に関する請願(第二六三号)

一、行き届いた教育の実現等に関する請願(第二六四号)

一、教育費父母負担の軽減、小・中・高校の三十五人以下学級実現、障害児教育の充実・発展等に関する請願(第二六五号)

一、生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額、小・中・高校の三十五人学級の早期実現、父母負担の軽減に関する請願(第二六八号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現、生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額等に関する請願(第二七〇号)

一、高校三十五人学級の早期実現、生徒急減期特別助成等私学助成の大幅増額、父母負担軽減に関する請願(第二七三号)

一、公・私立学校の学費と教育条件の格差解消のための私学助成制度の実現に関する請願(第二七八号)
一、すべての子供・生徒への行き届いた教育に関する請願(第二七九号)

一、教職員定数改善、三十五人以下学級実現、障害児学級の充実、私学助成の抜本的拡充に関する請願(第二八六号)

一、小・中学校三十人学級・高校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願(第二八七号)

一、小・中・高校の三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、教育費の父母負担軽減に関する請願(第二八九号)(第二九〇号)

一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第二九一号)(第二九二号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第二九七号)

一、教育の抜本的改革に関する請願(第二九九号)(第三〇〇号)

一、行き届いた教育の実現等に関する請願(第三〇六号)

一、教育諸条件の改善に関する請願(第三〇七号)

一、小・中・高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充など行き届いた教育の実現に関する請願(第三〇八号)

第二四二号 平成六年二月二十五日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(十五通)

請願者 香川県高松市屋島西町二、三一一 三好孝治外一万四千四百十九名

紹介議員 喜岡 淳君

今日、教育問題は重大な社会問題となっている。受験戦争は教育の荒廃を生み出し、いじめや不登校・中途退学などとなって現れている。教育費の父母負担の増大は、教育の荒廃に一層の拍車をかけ、「教育地獄」とも言える状況となっている。そのため、多方面から、子供たちと教師が触れ合いながら子供たちの個性を伸ばし、自主性を引き出す教育を求める声が上がっている。このような

状況下で、学校教育の場における業者テストの廃止など、偏差値教育を反省する動きも現れているが、一方、教育費は一層父母負担が増大し、私学助成金については私学助成を見直して、国庫助成金を廃止しようとする動きまでも現れている。折しも、平成二年から中学卒業生数は減少し始め、平成十二年にはピーク時の三分の二にまで減少することが明らかになっている。私たちは、この生徒減少期に、すべての学校で学級定員を三十五人以下にして、一人一人の子供たちに行き届いた教育を実現し、学費の心配を無くして、子供たちが伸びやかに学べる教育環境を築くことができることを願っている。「子どもの権利条約」第二十八条第一項（b）には、中等教育について無償教育の導入が求められ、教育の平等な機会の保障は国際的な要請となっている。については、次の事項について速やかに実現を図られたい。

- 1 経常費二分の一助成を早期に達成すること。
- 2 生徒急減期に、父母負担を増大させずに教育条件を改善する特別の助成金を設けること。
- 3 施設設備の新築・増改築に対する助成金を設けること。
- 4 父母負担を直接軽減するために、すべての生徒に対して授業料に対する補助金を出すこと。
- 5 私学助成金の国庫補助を廃止せず、増額すること。

- 二、行き届いた教育を実現するために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下、小中学校では三十五人以下学級を早期に実現すること。そのために教職員の定員を増やすこと。
- 三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担を軽減すること。
- 四、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

こと。

第二四四号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現、教職員定数増、私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 神戸市西区桜が丘西町一ノノ一
三 田村義和 外六十九万三千四百六十七名

紹介議員 市川 正一君

教育費の父母負担軽減及び行き届いた教育を進めるための教育条件整備は、今や国民的要求となっている。これにこたえることこそ、様々な教育問題解決の道であり、教育基本法に定められた教育行政の責任である。児童・生徒減少期の今こそ、これらの要求実現の絶好のチャンスであり、我が国の経済力をもってすれば、すぐにも実現可能である。については、次の事項について速やかに実現を図られたい。

- 一、私立学校に対する国庫補助制度を堅持し、私学助成を大幅に増額すること。
- 二、高校への進学率を高め、小・中・高校の三十五人学級を直ちに実現すること。
- 三、すべての学校の教職員定数を増やすこと。
- 四、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育費の父母負担軽減、さらに無償化を進めること。
- 五、すべての障害児に行き届いた教育を保障し、地域で豊かな生活ができる場を保障すること。

第二四五号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、教育費の父母負担軽減に関する請願
請願者 佐賀県唐津市和多田東百人町二ノ四三 吉村和希子 外六十九万三千四百六十七名

紹介議員 有働 正治君

豊かで行き届いた教育を進め、すべての児童・生徒の健やかな育成とそれぞれの進路を保障することとは、父母・県民、教職員の切実な願いとなつて

いる。そのために、小・中学校の三十五人学級、高校の三十五人学級（職業科三十人、定時制二十人）の早期実現と私学助成、教育費の父母負担軽減などの教育条件の改善が今、緊急に求められている。については、次の事項について実現を図りたい。

- 一、小・中学校の三十五人以下の学級を直ちに実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。
- 二、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科など三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。
- 三、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育が行えるように、すべての学校の教職員の数を増やすこと。
- 四、高校以下の私立学校に対する国の補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。
- 五、私学助成を大幅に増額すること。

- 1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。
- 2 生徒急減期の教育条件改善特別助成を行うこと。
- 3 施設設備助成を行うこと。
- 4 父母負担を軽減するための授業料の一律助成を行うこと。
- 六、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させるとともに、社会教育を充実させること。

- 七、小・中学校の教材費無償化や高校の授業料廃止などを進めるとともに、教育費の無償化計画を立てること。また大学については、授業料を引き下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

第二四六号 平成六年二月二十五日受理

私学助成の抜本的拡充、三十五人学級の早期実現、父母負担の軽減に関する請願
請願者 埼玉県久喜市上町一五ノ四六 相

田知子 外六十九万三千四百六十七名
紹介議員 上田耕一郎君

一人一人の生徒に行き届いた教育の実現は、生徒・父母・教職員を始めとするすべての国民の共通の願いである。また、生徒急減期の今、「三十五人学級の実現」「学費の公私格差解消」「学校規模の適正化」など、理想的な教育条件を実現する絶好のチャンスである。については、次の事項について速やかに実現を図られたい。

- 一、すべての学校で三十五人学級を実現すること。
- 二、私学助成を抜本的に改善すること。
- 1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。
- 2 公立学校並みに学級定員を削減する等の内容を含む「急減期特別助成」を実現すること。
- 3 父母負担を軽減するための授業料一律助成を実現すること。
- 4 施設設備助成を実現すること。
- 三、希望するすべての生徒に高校教育を保障すること。
- 四、行き届いた教育を保障するために、教職員の数を増やすこと。
- 五、教育費の父母負担を軽減するために、教育予算を大幅に増やすこと。
- 六、希望するすべての障害児に、後期中等教育を保障・拡充すること。

第二四七号 平成六年二月二十五日受理

私学助成の抜本的拡充と小・中・高校三十五人以下学級の早期実現に関する請願
請願者 札幌市西区西野三条五丁目 浅井夏子 外六十九万三千四百六十七名

紹介議員 高崎 裕子君

すべての学校で三十五人以下学級の実現、教職員の定数増、私立学校に対する私学助成の抜本的な拡充と生徒急減特別助成の実施、障害児学校高等部の拡充は、すべての子供に行き届いた教育を

進める上で緊急不可欠の課題であり、早急な具体化が望まれる。国民は、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等と行き届いた教育を切実に求めている。この実現のためには、教育条件の改善が必要であり、学齢人口の急減期こそ絶好の機会である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

- 一、私立学校の父母負担軽減と教育条件を改善すること。
- 一、私立小中高校及び幼稚園の経常費の二分の一助成を実現を目指して、大幅増額を図るとともに、授業料・保育料補助を新設・拡充すること。

- 二、私立高校の学級定員を公立同様改善し、専任教員率の向上を図るために、「生徒急減特別助成」を実現すること。
- 三、老朽校舎の改築など施設・設備を充実・改善するために、施設設備費補助を実現すること。

- 二、私立高校・幼稚園等に対する国庫補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。
- 三、どの子にも行き届いた教育を保障するために、すべての学校の教職員を増やすこと。

- 四、すべての学校で三十五人(高校職業科三十人、定時制二十人)以下学級を早期に実現すること。
- 五、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。

- 六、教育費の父母負担を軽減し、小・中学校の教材費や高校の授業料など、教育費の無償化計画を立てること。また、大学については、授業料を引き下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

第二四八号 平成六年二月二十五日受理
高校三十五人学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願
請願者 京都市東山区福福下高松町四ノ六
山崎資央外六十九万三千四百六十

七名

紹介議員 西山登紀子君

教育条件の基本である学級定員については、欧米諸国は三十人以下が常識となっているが、我が国においては著しく立ち遅れ、「落ちこぼし」や不登校、高校中退など様々な問題が起きている。また、私学に通う高校生やその父母にとって、年々上昇する学費は、家計に大きな負担を強いている。さらに、障害児教育の一層の充実も大きな課題となっている。教育条件を抜本的に改善し、行き届いた高校教育・障害児教育を実現する上で、今日の生徒の急減期は絶好の機会である。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、高校進学率を高め、希望するすべての生徒に高校教育を保障するとともに、全日制普通科など三十五人以下、全日制職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

- 二、すべての小・中学校で三十五人学級を即時実現すること。
- 三、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

- 四、右の事項を実現し、すべての子供に目が行き届く教育を保障するために、教職員の数を大幅に増やすこと。
- 五、急減期の特別助成を中心とする、私学助成を大幅に拡充すること。

第二四九号 平成六年二月二十五日受理
私学助成の大幅増額と生徒急減期特別助成の実現に関する請願
請願者 石川県金沢市金石北三ノ二ノ五
吉田常男外六十九万三千四百六十
七名

紹介議員 橋本 敦君

いじめ、登校拒否、低学力など現在の教育困難を克服する上で一つの大きな障害となっているのは、欧米諸国に比べて後れている日本の学校の教育条件である。また、公立学校の数倍にもなる学

費は、私学へ子供を通わせる家庭にとって大きな負担となっている。このような中で、全国的に中学卒業生の急減期が訪れている。行き届いた教育と父母負担の軽減のために、この急減期こそ、公・私立合わせて三十五人学級の実現と、私学への特別助成を行うことが強く求められている。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。
- 一、授業料直接助成を新設すること。
- 二、経常費二分の一助成、施設整備助成を実施すること。
- 三、過疎特別助成の平成六年度以降の継続・拡充を行うこと。

- 二、生徒急減期に三十五人学級を実施できるようにすること。

- 一、私学で父母負担を増やさずに直ちに四十人、早期に三十五人学級の実施、学校規模の適正化ができるよう、急減期特別助成を行うこと。
- 二、公立学校で、直ちに四十人、早期に三十五人学級を実施し、学校規模を適正化すること。

- 第二五〇号 平成六年二月二十五日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現、生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 高知市知寄町二ノ四ノ一〇ノ四一
一 松原新外六十九万三千四百六十
十七名

紹介議員 林 紀子君
現在、生徒急減期であり、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この時期こそ、私学を含むすべての小・中・高校で三十五人学級を実施する好機である。実際に公立高校では、「四十人学級」の方向にやと向かい始めたが、公教育の中で大きな位置を占める私学は、このままでは生徒の減少によって深刻な財政危機に陥ることは必至で、膨大な学費値上げを余儀なくされる。この深刻な問題を解決するためには、今こそ私学助

成を大幅に増額するとともに、新たに急減期に対応して教育条件を改善するための特別助成の実現が必要である。愛知県では「急減期特別助成」が制度的に発足し、富山・千葉・岐阜などの諸県でも、公立高校の四十人学級実現に対応して、私立高校の四十人学級を促進するための特別の措置が講ぜられている。しかし、各県の私学助成の状況を見ると、大勢は国の動向によって大きな影響を受け制約されているのが実態である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。
- 一、経常費の二分の一助成を早期に実現すること。
- 二、生徒急減期特別助成(公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)を行うこと。
- 三、父母負担を軽減するための授業料の一律助成を実現すること。

- 四、施設設備助成を行うこと。
- 二、私立幼稚園への助成を大幅に増額すること。
- 三、高校以下の私立学校に対する国庫補助や、義務教育費の国庫補助制度を堅持すること。

- 四、私立大学への助成を大幅に増額すること。
- 五、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現すること。
- 六、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、三十五人以下学級実現に直ちに着手すること。

- 七、希望するすべての障害児に後期中等教育を保障し、充実させること。

第二五一号 平成六年二月二十五日受理
小・中学校三十人学級、高校三十五人学級早期実現、障害児教育の充実、私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 千葉県船橋市芝山五ノ一ノ九
桜井俊一外六十九万三千四百六十

七名

紹介議員 吉岡 吉典君

千葉県では、受験競争激化の中で、いじめ・不登校・高校中退の問題等、児童・生徒を取り巻く状況は深刻である。生徒急減期を教育条件改善の絶好の機会として、一人一人の児童・生徒に行き届いた教育を保障することが県民の願いである。そのために、県内すべての小・中・高校で公立私立を問わず三十人学級（高校では当面三十五人学級）を実現することが必要である。また、免許外教員や不安定な身分の臨時任用を無くし、大幅な教職員の増員（私学では専任率の向上）も必要である。私立高校の父母の学費負担の軽減と教育条件の改善を柱とした「生徒急減期特別助成」など、私学助成の拡充も県民の切実な願いである。障害児学校・学級で重度・重複化・多様化が進む中で、教育条件の抜本的改善と卒業後の生活・労働の場の保障も求められている。ついでには、千葉県における教育の充実発展のため、次の事項について検討し、実現を図りたい。

- 一、行き届いた教育を進めるために、すべての小・中学校で三十五人学級以上を無くし、三十人学級を実現すること。そのために教職員定数を大幅に増やすこと。
- 二、希望するすべての障害児に発達段階に応じた後期中等教育を保障、充実させるための措置を講ずること。
- 三、公立高校の普通科など三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下の学級を早期に実現すること。
- 四、私立幼稚園の保育料、小・中・高校・大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するとともに、研究・教育費の大幅増額のための措置を講ずること。
- 五、私学に対して私学助成を大幅助成するとともに、生徒急減期への特別助成を実現すること。
- 六、私学に対し、経常費（学校運営費）の二分の一助成を早期に達成するとともに、施設設備助成を実現すること。

成を実現すること。

第二五二号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願者 山形市上町二ノ四ノ三 池田洋子 外六十九万三千四百六十八名

紹介議員 吉川 春子君

今、日本の教育は重大な転機にある。教育荒廃、受験地獄が深刻化する一方、「偏差値・管理教育」は根本的な見直しが迫られている。すべての子供たちに、個性と能力を伸ばすことができる人間教育が求められている。しかし、過大学級を始めとして、現在の教育条件の改善がどうしても必要である。今、生徒急減期に当たり、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期は、公私とも理想的な教育環境をつくる好機であり、実際には公立高校では、「四十人学級」の方向に向かい始めた。しかし、私学はこのままでは生徒数の減少により、深刻な財政危機に陥り、一層の学費値上げを余儀なくされ、教育条件改善の見通しも立たない。今こそ私学助成を大幅に増額するとともに、新たな急減期に対応した教育条件改善のための特別助成がどうしても必要である。ついでには、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。
- 1 経常費の二分の一助成を早期に実現すること。
- 2 生徒急減期の教育条件改善特別助成を行うこと。
- (一) 公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成を行うこと。
- (二) 専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成を行うこと。
- (三) 学級数の適正化・縮小に対する助成を行うこと。
- 3 施設設備費助成を行うこと。

4 父母負担を軽減するために授業料の一律助成を行うこと。

二、高校進学率を高め、希望するすべての子供たちに高校教育を保障するとともに、普通科など三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

三、どの子にも確かな学力と人間形成を保障する教育が行えるように、すべての学校の教職員数を増やすこと。

四、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。

五、小・中学校の教材費無償化や高校の授業料廃止などを進めるとともに、教育費の無償化計画を立てること。また、大学については、授業料を引き下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

六、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育修了後の教育を保障し、充実させるとともに、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。

七、高校以下の私立学校に対する国庫補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

第二五三号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願者 長崎県南高来郡有家町山川四三四 田浦伸介外六十九万三千四百六十八名

紹介議員 豊澤 弘君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第二五四号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願者 青森県三戸郡南郷村大字市野沢平 七ノ二 曾我定吉外六十九万三千四百六十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第二五五号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願者 長崎県上戸町一ノ一二九 中村秀 一郎外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第二五七号 平成六年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願者 愛媛県松山市居相町一四九 宮浦 一郎外四百九十八名

紹介議員 池田 治君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第二五八号 平成六年二月二十五日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願者 東京都葛飾区小菅四ノ二一ノ三〇 桑原絵理外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

私立専修学校への進学率は年々高まり、専門課程においては短大を超えており、公教育機関としての社会的役割は大変重要なものとなっている。そうした中で、一人一人に行き届いた教育を保障できる教育条件の充実が、すべての生徒と親・教職員の願いであるが、教育・研究条件及び父母負担の面では立ち後れている。今日、私立専修学校の教育・研究条件を改善し、父母・学生・生徒の負担を軽くするための助成金の増額は急務となっている。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

- 一、専修学校全体
- 1 「私立学校振興助成法」を私立専修学校にも全面的に適用し、経常的経費の二分の一の助成を実現すること。

成を実施すること。

2 公教育機関の一環としてふさわしい教育ができるように、「専修学校設置基準」を厳守させるよう指導すること。

3 父母負担の軽減を図るため、授業料直接補助を実施すること。

二、専門課程

1 私学助成を拡充し、当面私立短期大学と同等の助成をすること。

2 日本育英会奨学金の貸与額を拡充すること。

3 施設と設備の改善・充実を図るための助成金を増額すること。

三、高等課程

1 私学助成を拡充し、当面私立高等学校と同等の助成をすること。

2 公教育機関として相当な施設を確保できるように補助すること。

3 通学定期割引率を、高等学校と同率にすること。

第二六〇号 平成六年二月二十五日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願（十四通）
請願者 香川県三豊郡詫間町大字大浜甲一、〇六五 浮田行純外一万三千五百五名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二六二号 平成六年二月二十五日受理

小中学校三十人学級・高校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願
請願者 福島市渡利平内町五四ノ三 阿部裕外千四百九十九名

紹介議員 鈴木 省吾君

どの子供にも行き届いた教育を保障することは極めて当然なことであり、小中学校では、平成三年度四十人学級完結に続いて、三十五人以下学級の

実現は緊急の課題である。また高校においても、三十五人以下学級の実現と私立高等学校の父母負担軽減・公私の教育条件の格差解消は、今日の深刻な教育荒廃を解決するために不可欠であり、国及び政府の責任である。国民は、臨教審等による「教育改革」よりも憲法と教育基本法に基づく教育の機会均等とこの実現のために公私ともに教育条件の抜本的改善を望んでいる。そして生徒急減期こそその絶好の機会とも言える。ついでに、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育が行えるように、すべての学校の教職員数を増やすこと。

二、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。

三、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科など三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

四、高校以下の私立学校に対する国庫補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

五、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。

2 生徒急減期の教育条件改善特別助成（公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成）を行うこと。

3 施設設備助成を行うこと。

4 父母負担を軽減するための授業料の一律助成を実現すること。

六、小・中学校の教材費無償化や高校の授業料廃止などを進めるとともに、教育費の無償化計画を立てること。また大学については、授業料を引き下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

第二六三号 平成六年二月二十五日受理

生徒減少期に対応した私学助成の抜本的拡充に関する請願
請願者 茨城県日立市西成沢町二ノ一五ノ一 橋本勝男外九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

本格的な生徒減少期を迎え、十年後の生徒数は現在の三分の二になることが予想されており、私学は深刻な危機に直面している。しかし、見方を変えれば、生徒減少期こそ、学級定員の削減など教育諸条件を改善する絶好のチャンスである。現在の総学校数、総学級数を維持すれば、それだけで一つの学級の定員を大幅に削減することができ、そのためには、国庫補助を堅持しつつ、生徒減少期に対応した私学助成政策の抜本的拡充を考へる以外に道はない。すべての子供に行き届いた教育を保障できる教育条件の確立は、子供と親、教職員、私学経営に携わる者の共通の願いである。学級定員の削減、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担の軽減は、今や国民的な要求となっている。ついでに、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、生徒減少期に際して、私学助成の抜本的な拡充を行うこと。

二、私学に対する経常費二分の一助成を速やかに実現すること。

三、私立幼稚園・中学・高校で、父母負担を増やさずに学級定員を削減できるよう補助を増額すること。

四、父母負担を軽減するために、私立高校生・中学生・幼稚園児に対する授業料直接補助を実現すること。

五、高校以下の私立学校に対して国庫補助を堅持すること。

六、老朽校舎の改築など施設・設備を改善するために「施設設備補助」を実現すること。

請願者 香川県高松市西宝町一ノ一三ノ五

ノ二〇三 小松智子外九十九名
紹介議員 平井 卓志君

受験地獄、登校拒否、中途退学者の激増など、深刻な教育の問題状況がますます広がっている。私たちは、すべての子供に確かな学力と民生的な人格を真に培い得る教育を実現しなければならぬと考える。教育のゆがみを改め、一人一人の子供に行き届いた教育を進めるためには、すべての学校で「三十五人学級」の実施、教育予算の増額、障害児教育の充実など、抜本的改善が必要である。ついでに、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、行き届いた教育をするために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下の学級を早期に実現すること。小・中学校で三十五人学級を実現すること。そのために教職員の定数を増やすこと。

二、私学への経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、生徒急減期における特別助成を実現すること。

三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担を軽減すること。

四、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

第二六五号 平成六年二月二十五日受理
教育費父母負担の軽減、小・中・高校の三十五人以下学級実現、障害児教育の充実・発展等に関する請願
請願者 山口県宇部市厚南区西宇部町城美潤外九百九十九名

紹介議員 二木 秀夫君

欧米先進国では、早くから高校の学級編制基準を二十五・三十五人としており、学費についても無償にしている国がある。「経済大国」と言われる日本では、平成五年から高校四十人学級がスー

トしたが、即時実施ではなく、三、六年で実現させるといふ極めて消極的なものである。父母の教育費負担は、公立高校で年間三十五万円以上（文部省調査）、私立高校では七十万円以上にも上り、今後生徒減に伴い生徒会費・PTA会費の値上げは必至の状態である。一人一人の子供に行き届いた教育をと願う、父母・生徒・教職員にとって深刻な問題である。全国的に生徒急減期に当たっている今こそ、四十人学級を即時完結し三十五人以下学級へ早期に移行して、行き届いた教育を実現すべきである。また、障害児教育の一層の充実を図り、公私間格差を解消し、すべての高校における父母負担の軽減を図ることは、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現するための不可欠の課題である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、小・中学校の三十五人学級を早期に実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。

二、高校においては普通科等三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

三、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育が行えるように、すべての学校の教職員数を増やすこと。

四、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。

六、小・中学校の教材費無償化や高校・大学の授業料廃止など教育費の無償化計画を立てて父母の教育費負担を軽減すること。大学については、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増加、施設設備の抜本的改善を行うこと。

七、私学助成を大幅に増やすこと。

1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。

2 「生徒急減期特別助成」を実現すること。

3 施設設備補助制度を確立すること。

4 幼稚園・保育園の教育条件・労働条件を大幅に改善すること。

第二六八号 平成六年二月二十五日受理
生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額、小・中・高校の三十五人学級の早期実現、父母負担の軽減に関する請願

請願者 新潟市藤見町一ノ八ノ三ノ三八
土橋剛外九百九十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二七〇号 平成六年二月二十五日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現、生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増減等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本宮字宮沢八七ノ八
館沢伴子外九百九十九名

紹介議員 椎名 素夫君
今、日本の教育は重大な転機に直面している。教育荒廃、受験地獄が深刻化する一方、「学校五日制」や「子どもの権利条約」が時代の潮流となる中で、これまでの「偏差値・管理教育」は根本的な見直しを迫られている。また、すべての子供が自ら考え、行動する力を身に付け、個性と能力を全面的に伸ばすことができるような教育が求められている。そのためには公私立を問わず、小・中・高校三十五人学級の早期実現を目指すなど、学校規模の適正化は必須の条件であり、生徒急減期を迎えた今こそ理想的な教育環境をつくる好機である。私学がこの条件を整えるためには、急減期特別助成がどうしても必要であり、教育条件改善のため特別助成と父母負担軽減のための授業料補助の充実を切に求める。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費の二分の一助成を早期に実現すること。

2 生徒急減期の教育条件改善特別助成（公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可

能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成）を行うこと。

3 施設設備費助成を行うこと。

4 父母負担を軽減するための授業料の一律助成を行うこと。

5 過疎助成の継続増額を実現すること。

二、高校進学率を高め、希望するすべての子供たちに高校教育を保障するとともに、普通科など三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

三、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育が行えるように、すべての学校の教職員数を増やすこと。

四、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。

五、小・中学校の教材費無償化や高校の授業料廃止などを進めるとともに、教育費の無償化計画を立て下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

六、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、実現するとともに、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。

七、高校以下の私立学校に対する国庫補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

第二七三号 平成六年二月二十八日受理
高校三十五人学級の早期実現、生徒急減期特別助成等私学助成の大幅増額、父母負担軽減に関する請願

請願者 栃木県矢板市上太田一四八
鈴木 譲外千八百七十九名

紹介議員 上野 雄文君
一人一人に行き届いた教育を保障できる教育条件の確立は、すべての子供と親、教職員の共通した願いである。児童・生徒の急減期こそ学級定員の

縮小と学校規模の適正化、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減等を実現する絶好の機会である。そのためには、私学の経常費二分の一助成、高校三十五人学級や父母負担軽減、施設設備助成の実現とともに「急減期特別助成」などがどうしても必要である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、施設設備助成を実現すること。

二、高校・大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

三、すべての小・中・高等学校の三十五人学級を実現すること。そのために、特別助成を行い、教職員の定数を増やすこと。

四、私学に対して生徒急減期への特別助成（学級定員の縮小、学校規模の適正化、父母負担軽減のための授業料一律助成など）を実現すること。

五、希望するすべての障害者に発達段階に応じた後期中等教育を保障、充実させるための措置を講ずること。

第二七八号 平成六年二月二十八日受理
公・私立学校間の学費と教育条件の格差解消のための私学助成制度の実現に関する請願（二通）

請願者 横浜市緑区梅が丘一六ノ六二
倉一司外千九百九十九名

紹介議員 斎藤 文夫君
非行、いじめ、登校拒否、高校中退など現在の教育困難を克服する上で一つの大きな障害となっているのは、欧米諸国に比べて後れている我が国の教育条件である。また、公立学校との格差も七倍以上もあり、私立学校に子供を通わせる家庭にとつて大きな負担となっている。このような中で、各都道府県では公立の学費と教育条件の格差解消に向けて努力しており、愛知県では公立高校と同じ水準の教育条件を私立に保障するための「特別助成」が制度化された。また、千葉・富山・岐阜でも、私立の四十人学級を促進するための特別措置が講ぜられている。国においても、国会決

議である経常費二分の一助成の早期実現を始め、私学の教育条件改善を目的とした特別助成を実現することが強く求められている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、すべての学校で三十五人以下学級を早期に実現すること。

二、私学において、学費値上げをせずに行き届いた教育を実現するために、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。

2 生徒急減期の教育条件改善のための特別助成を実現すること。

3 父母負担軽減のための授業料一律助成を実現すること。

4 施設設備助成を実現すること。

三、高校進学率を高め、希望するすべての子供たちに高校教育を保障すること。

四、すべての子供に行き届いた教育を保障するために、教職員の数をもっと増やすこと。

第二七九号 平成六年二月二十八日受理
すべての子供・生徒への行き届いた教育に関する請願

請願者 福井県敦賀市角鹿町四ノ三九 長谷川三郎外二百七十四名

紹介議員 山崎 正昭君

学習内容の高度化と激しい受験競争の中で、最近の子供たちは小学校の段階から、大人が想像できないようなストレスに悩まされ、学習意欲の低下や不登校・中退が深刻な社会問題となっている。一人一人へのきめ細かい指導を可能にする教育条件の整備、入試制度の改善と受験競争の緩和は、ますます緊急・重要な課題になっている。長期にわたる児童・生徒減の見通しは、予算増なしで、小・中・高校の三十五人学級や定時制二十人学級を実施する絶好の条件である。盲、ろう、養護学校では、児童・生徒の障害の重度化や重複化に即した、施設整備と教職員の配置増が求められている。

る。不況が長引く中で、教育費の負担は父母の肩に重くのしかかり、もはや限界に達している。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、どの子にも確かな学力と人格育成を保障するために、すべての学校の教職員の増やすこと。

二、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現し、三十人学級の実施計画を立てること。

三、高校の三十五人学級を実現すること。また、職業科三十人、定時制二十人学級の実施計画を立てること。

四、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。障害児に、その発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障すること。

五、高校以下の私立学校に対する国庫補助と、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

六、父母負担を軽減するために、小・中学校の教材費の無償化などを進め、教育費の無償化計画を立てること。また、私学助成を大幅に増額すること。

第二八六号 平成六年三月一日受理
教職員定数改善、三十五人以下学級実現、障害児学級の充実、私学助成の抜本的拡充に関する請願

請願者 群馬県富岡市一ノ宮二〇八ノ四 中西四郎外十名

紹介議員 角田 義一君

高校・大学への入試は「地獄」と言われるほど激化している。その一方で高校中途退学や不登校・登校拒否の増加、「分らない子供がいても当然」とする新学習指導要領の下で「落ちこぼし」が増えるなど、教育問題が一層深刻になっている。そして、教職員は学校にいる時間が九時間を超え、それでも時間が不足して、家での持ち帰り仕事をしている。食事時間は十分前後という結果も出ている。部活動指導に当たれば日曜日でも休めない。こんな中で肉体的・精神的負担が蓄積し、「過労死」を生み出すまでに至っている。これらの問題を解決するには、小・中学校の三十五人以上の学級の解消と三十人学級の実現、高校の四十人学級

の即時実現と三十五人以下学級への早期移行、教職員定数の改善、教育費の父母負担軽減、私学への急減期特別助成、障害児教育の充実などの教育条件を改善し、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現することが必要である。このことは緊急に達成されなければならない重要な課題であり、早急な具体化が望まれる。文部省は平成五年度から高校四十人学級の実施に向けて六箇年計画を始めた。しかし、私たちの要求にこたえる十分な措置とは言えない。この計画の中には、国民の悲願でもある小・中学校の三十五人学級の導入は否定された。教育条件の改善は、憲法・教育基本法に基づいて、一人一人の子供に行き届いた教育を保障する基盤になるものである。この実現のためには、教育条件の抜本的改善が必要であり、急減期である今がこれを行う絶好のチャンスである。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育を進めるために、教職員の増やすこと。

二、小・中学校の三十五人以上の学級を直ちに解消し、三十人学級実現のための計画を早急に示すこと。

三、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科など三十五人（職業科三十人、定時制二十人）以下学級を早期に実現すること。

四、私立高校等に対する国の補助や義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。

五、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。

2 生徒急減期の教育改善特別助成（公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成）を行うこと。

3 施設設備助成を行うこと。

4 父母負担を軽減するための授業料の一律助

成を行うこと。

六、義務教育を修了した希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた教育を保障し、充実させること。

七、学校週五日制完全実施に向けて社会教育施設設備を充実させること。

八、小・中学校の教材費の無償化や高校の授業料廃止など父母負担の無償化計画を立てること。

大学については、授業料を引き下げ、大学の入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

第二八七号 平成六年三月一日受理
小中学校三十人学級・高校三十五人以下学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願

請願者 福島市町庭坂字松ノ下二五ノ二七 渡辺キク子外千四百九十九名

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第二八九号 平成六年三月一日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、教育費の父母負担軽減に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市鐘田町三二四ノ八 久保英子外百九十九名

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第二九〇号 平成六年三月一日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、教育費の父母負担軽減に関する請願

請願者 佐賀県唐津市唐房一丁目 坂本フミコ外百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第二四五号と同じである。

第二九一号 平成六年三月一日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 佐賀市神野西三ノ三ノ三八 田久

保榮幸外九百九十九名

紹介議員 大塚清次郎君

学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減など教育条件の改善は今や国民的な要求となっている。これにこたえることこそ、様々な教育問題の解決の道であり、教育基本法に定められた教育行政の責任である。生徒減少期の今こそ、これらの要求実現の機会であり、また我が国の経済力をもつてすればすぐにも実現可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 1 私学の経常費二分の一助成を早期に達成すること。
- 2 授業料直接助成を実現すること。
- 3 生徒急減期特別助成を実現すること。

第二九二号 平成六年三月一日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市新町 川原信幸外九百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第二九一号と同じである。

第二九七号 平成六年三月二日受理

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府堺市信院町東四丁一ノ四 青木信晴外九百九十九名

紹介議員 白浜 一良君

学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減など教育条件の改善は、今や国民的な要求である。憲法・教育基本法に基づいて一人一人の子供たちに確かな学力を保障し、希望をはぐくむ教育を実現することは、父母・教職員・国民の切実な願い

である。これにこたえることこそ、教育基本法に定められた教育行政の責任であり、生徒減少期の今こそ、これらの施策実行の好機である。また、我が国の経済力をもつてすれば、すぐにも実現可能である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、全日制高校進学率を高めるとともに、公立高校の三十五人以下学級（工・農等三十人以下、定時制二十人以下）を早期に実施すること。また、教職員定数を増やすこと。
- 二、公立小・中学校の三十五人学級を直ちに実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。また、教職員定数を増やすこと。
- 三、私学助成を大幅に拡充すること。

- 1 私立高校生への授業料・入学金補助を実施すること。
- 2 私立小・中・高校の三十五人以下学級の早期実現、学校規模の適正化、父母負担軽減のために私学への経常費助成を大幅に増額すること。差し当たり、私立高校の四十人を超える学級を無くすため、特別補助を実施すること。

- 3 私立高校の老朽校舎建て替え等に対し、施設・設備費補助を公立並みに実施すること。
- 四、父母負担の軽減を図るとともに、教育費無償化（国際人権規約A規約第十三条第二項b・c及び国連子どもの権利条約）への努力をすること。

第二九九号 平成六年三月二日受理

教育の抜本的改革に関する請願

請願者 和歌山市雑賀屋町東一丁五〇 阪本晴美外三百名

紹介議員 世耕 政隆君

すべての父母・教職員は「どの子も豊かに健やかに育ってほしい」と願っている。しかし、国際的に見ても劣悪な教育条件や小学校低学年からの詰め込み教育、過熱した受験競争の中で、中途退学、登校拒否、非行など子供たちの状況は深刻なもの

となつていく。それだけに、教職員を増やし、学級規模を縮小して、子供たち一人一人を大切にしている。また、教育費父母負担軽減も重要な課題である。ついては、二十一世紀の未来に生きる子供たちのために、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、行き届いた教育を保障するため、教職員の数をもっと増やすこと。
- 二、小・中学校の三十人以下学級を実現すること。
- 三、高校進学希望者全員入学を実現するとともに、普通科三十五人（職業科三十人、定時制二十人）以下学級、小学区制・総合選抜制を実現すること。

- 四、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。
- 五、国立大学を新増設して、門戸を広げること。
- 六、大学入試制度を抜本的に改革すること。

- 七、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。
- 1 小・中学校の教材費を無償化すること。
- 2 高校授業料を廃止すること。

- 3 大学の授業料の引下げ、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。
- 八、私学助成を増額すること。
- 九、複式学級（飛び複式学級を含む）を即刻解消すること。

- 十、学校事務職員、栄養職員の人員費に対する国庫負担制度を改悪しないこと。

第三〇三号 平成六年三月二日受理

教育の抜本的改革に関する請願

請願者 和歌山県有田市野五三ノ一 山田修義外二百九十九名

紹介議員 前田 勉男君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三〇六号 平成六年三月三日受理

行き届いた教育の実現等に関する請願

請願者 香川県高松市寺井町一三二ノ二 花岡國雄外八百八十五名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第三〇七号 平成六年三月三日受理

教育諸条件の改善に関する請願（十三通）

請願者 大阪府八尾市宮町三ノ四ノ三四 鈴木勉外一万四千四百七十五名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三〇八号 平成六年三月三日受理

小・中・高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 広島県三次市南畑敷町四九六ノ一 三上直子外千八百二十九名

紹介議員 栗原 君子君

すべての子供たちが豊かに発達し、健やかに成長していくことは父母、国民の切実な願いである。不登校や中途退学者の増大など、子供と教育をめぐる様々な困難が生じている。今、こうした願いを真に実現させる政策が緊急に望まれている。すべての子供たちに目が届き、発達段階に応じた学級規模や学級編制が実現され、それに見合う教職員定数の抜本的な改善が行われる必要がある。また、各種調査に見られる教育費の高騰は一般家庭の家計の限界を超えたものと指摘されているところであり、公教育の重要な柱である私学に対する助成を抜本的に増額し、教育費の父母負担を軽減する措置を採ることは緊急の課題である。学齢期の子供たちが減少期に入っている今こそ、これらの課題が改善されるべき絶好の機会であり、実現可能であることが各種調査でも指摘されている。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、どの子にも確かな学力と人格形成を保障する教育を進めるために、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現し、必要な教職員増を行うこと。
二、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科三十五人など適正規模学級を早期に実現すること。
三、高校以下の私立学校に対する国庫補助や、義務教育費の国庫負担制度を堅持すること。
四、私学助成を大幅に増額すること。
1 經常費二分の一助成を早期に実現すること。
2 生徒急減期の教育条件整備特別助成を行うこと。
3 施設整備助成を行うこと。
4 父母負担を軽減するための授業料の一律助成を実現すること。
五、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障・充実させるとともに、障害児が地域で豊かに生活できる場を充実させること。
六、小・中学校の教材費無償化や高校の授業料廃止などを進めるとともに、教育費の無償化計画を立てること。また、大学については、授業料を引き下げ、入学定員を拡大し、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

一、教育諸条件の改善に関する請願（第三四八号）
一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願（第三五〇号）
一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願（第三五五号）
一、小・中・高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充など行き届いた教育の実現に関する請願（第三五八号）
一、生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願（第三八四号）
一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願（第三八六号）
一、生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願（第四一三号）（第四一五号）
第三一八号 平成六年三月四日受理
教育条件整備に関する請願
請願者 長野県松本市三ノ三ノ一八 輪湖純子外八十六名
紹介議員 吉川 春子君
国連「子どもの権利条約」が日本でも批准されようとしているが、子供の健やかな発達、成長を保障する保育・医療制度、教育条件は他の先進諸国に比べて大変遅れている。今、アトピー性皮膚炎の急増などによる就学前の乳幼児医療費の高負担は、教育費と共に家計を圧迫している。また、高い保育料、ゼロ歳児保育や長時間保育など多様なニーズにこたえきれない保育の現状や学童保育の制度化の遅れ、どの子にも行き届いた教育を進める上で不可欠な小・中学校の三十五人学級の先送りなど母親の願いは募るばかりである。しかも、保育所に対する国の補助金カットに加え、措置制度を児童福祉法から切り離し、「保育サービス法」

に変えようとする動きも進んでいる。ついでには、「子どもの権利条約」に定められた子供の発達・成長の権利を保障する立場から、次の事項について実現を図りたい。
一、小・中学校での三十五人学級を一日も早く実施すること。
二、就学援助の補助を大幅に増やし、対象者枠の拡大、費目単価の引上げを行うこと。
第三三三号 平成六年三月四日受理
生徒減少期に対応した私学助成の抜本的拡充に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町小幡二ノ七 三 山本英昭外三百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。
第三三〇号 平成六年三月四日受理
公・私立学校の学費と教育条件の格差解消のための私学助成制度の実現に関する請願
請願者 横浜市区小菅谷町二、八一八ノ二〇 伊藤敏夫外九百九十九名
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。
第三三七号 平成六年三月四日受理
生徒急減期に即応した四十人以下学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 北九州市小倉北区下津二ノ四ノ二〇ノ四〇一 在津良雅外一万九千六百四十九名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第三四四号 平成六年三月七日受理
生徒減少期に対応した私学助成の抜本的拡充に関する請願
請願者 茨城県水戸市渡里町三七六ノ一

寺門正男外三百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。
第三四八号 平成六年三月七日受理
教育諸条件の改善に関する請願（十七通）
請願者 大阪府東大阪市池島町一ノ五ノ二 八 道幸真治外七千八百四十六名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四一三号と同じである。
第三五〇号 平成六年三月七日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願
請願者 三重県員弁郡員弁町北金井一、四六九 種村由紀外二千五十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。
第三五五号 平成六年三月七日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡多良見町化屋名二ノ三九二 外輪則彦外千九百九十九名
紹介議員 松谷 蒼一郎君
この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。
第三五八号 平成六年三月七日受理
小・中・高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充など行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 広島県福山市横尾町二ノ一三 中井栄治外四千五百七十八名
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。
第三八四号 平成六年三月九日受理
生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に

請願者

愛知県江南市天王町五反林八一

森利一外千九百六十名

紹介議員

井上 計君

今、日本の教育は重大な転機に直面している。教育荒廃、受験競争が深刻化する一方、「学校五日制」や「子どもの権利条約」が時代の潮流となる中で、これまでの「偏差値・管理教育」は根本的な見直しを迫られている。そして、すべての子供が自ら考え、行動する力を身に付け、個性と能力を全面的に伸ばすことができるような教育が切に求められている。しかし、このような人間教育を進めるためには、現状のような過大学級では大変な無理がある。このことは、既に欧米諸国では、高校の学級定員は二十五・三十五人が常識であるのを見てもはつきりしている。また、父母の教育費負担も年々過重になり、もはや限度を超えている。取り分け、昭和五十七年の臨調「行革」以来、国の私学助成が極度に抑制されてきたために、私大の初年度納付金はついに百十万円台となり、高校以下でも首都圏では七十五万円を超えている。こうした学費の高騰は、教育の機会均等を著しく損ない、受験競争を激化させるなど、公教育をゆがめる大きな要因ともなっている。こうした状況下で、今は生徒急減期に入っている。そして十年後には、高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期こそは、「高校三十五人以下学級の実現」「学校規模の適正化」「進学率の向上」「公私格差の解消」など、公私合わせて理想的な教育環境をつくる好機である。実際に公立高校では、「四十人学級」の方向にやと向かい始めた。しかし、公教育の中で大きな位置を占めている私学は、このままでは生徒の減少によって深刻な財政危機に陥ることは必至であり、そのために、一層膨大な学費値上げを余儀なくされることになる。この深刻な問題を解決するためには、今こそ私学助成を大幅に増額するとともに、新たに急減期に対応して教育条件を改善するための特別助成がどうしても必要となっている。この点で、愛知県では、経常費二分

の一助成の上に、公立高校と同水準の教育条件を保障するための「急減期特別助成」(「学級定員減」「専任率向上」「学級数の水準維持」など教育条件改善のための特別助成)が制度的に発足した。このことが、授業料直接助成の増額と合わせて、父母負担の軽減と教育条件の改善に大きく寄与したことは言うまでもない。現在、愛知の私学では、生徒・父母・教師が一元となり、市民の協力も得ながら、時代と社会の求める新しい教育を創造すべく知恵と力を振り絞っているところである。ついで、こうした人間教育の基盤をしっかりとしたものにするために、次の事項について実現を図られた。

一、行き届いた教育を進めるために、高等学校の四十人学級を速やかに実施し、三十五人学級を目指すこと。そのために、教職員定数を増やすこと。

二、私学に対しては、父母負担を増やさずに、四十人・三十五人学級の實現と学校規模の適正化を可能にするために、「急減期特別助成」を実現すること。

三、授業料など教育費の父母負担を軽減するための処置を講ずること。取り分け、父母負担の公私格差を抜本的に是正するために授業料直接助成を拡充すること。また、教育費支出に対する課税控除を実施すること。

第三八六号 平成六年三月九日受理

小・中・高校三十五人学級の早期實現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 高知県室戸市津津一、六二七 西村篤外四百五十九名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第四一三三号 平成六年三月十日受理

生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期實現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市八幡台六ノ一七七
後藤安夫外千九百九十九名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四一五号 平成六年三月十日受理

生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期實現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願

請願者 三重県四日市市小生町二九ノ九
一 松原孝外三百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、小・中・高校三十五人以下学級の實現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(第四一〇号)

一、生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期實現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願(第四八三三号)

第四五〇号 平成六年三月十六日受理

小・中・高校三十五人以下学級の實現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願
請願者 長野県上田市吉田二四九ノ一四
松林正則外千八百名

紹介議員 村沢 牧君

今日日本の教育は重大な危機に直面している。受験競争の激化、教育荒廃が深刻化する一方、「学校五日制」や「子どもの権利条約」が時代の潮流となる中で、これまでの「偏差値・管理教育」は根本的な見直しを迫られている。そして、すべての子供が自ら考え行動する力を身に付け、個性と能力を全面的に伸ばすことのできる教育が求められている。また、年々過重になる教育費負担も、父母・国民にとって極めて深刻となっている。取り分け、私学の学費は、長期にわたる私学助成の抑

制、削減によって高騰し、もはや父母負担の限度を超えている。これらの問題を解決するには、文部省による第六次(高校第五次)教職員定数改善計画の実施だけでは不十分であり、欧米諸国並みの二十・三十人学級に近づけるための三十五人以下学級の實現、私学助成の抜本的改善を始めとする教育費の父母負担の軽減、障害児教育の充実などの教育条件を改善し、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現することが必要である。一人一人の子供に行き届いた教育が保障されることは、父母・国民の切実な願いでもある。既に生徒急減期に入り、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期の今こそ、教育条件を改善し、子供たちが瞳(ひとみ)を輝かせ、父母・国民が信頼を寄せることができる学校・教育環境をつくる好機である。ついで、次の事項について実現を図られた。

一、小・中学校及び公立高校の三十五人以下学級(職業科三十人、定時制二十人)を早期に実現すること。

二、私学助成を抜本的に改善すること。

1 経常費助成の大幅な増額と授業料の一律助成制度を確立すること。

2 生徒急減期特別助成を實現(公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)すること。

3 施設・設備助成制度を確立すること。

4 高校以下の私立学校に対する国庫補助を堅持すること。

三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料を引き下げるなど、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。

四、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

五、専任司書教諭制度を確立すること。

六、学校事務職員・栄養職員を始めとする教職員

の給与費等を適用除外せず、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

第四八三号 平成六年三月十七日受理

生徒急減期に即応した中・高校三十五人学級の早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減に関する請願

請願者 愛知県豊明市栄町大根一ノ二、二五二 伊藤文男外九百九十九名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育諸条件の改善に関する請願（第四九六号）
一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願（第五二五号）
一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願（第五二七号）

第四九六号 平成六年三月二十二日受理
教育諸条件の改善に関する請願（十六通）

請願者 大阪府八尾市東山本町七ノ四ノ二
三 文字章次外一万二千二百七十二名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二五号 平成六年三月二十三日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口一ノ四八ノ一
山田守明外九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第五二七号 平成六年三月二十三日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する

る請願

請願者 愛知県海部郡弥富町大字富島字三の割四四 黒宮慎外四百十四名
紹介議員 吉川 春子君

授業料と入学金を合わせた初年度納付金は平成五年度、国立大学で六十四万六千六百円、私立大学では平均百十七万七千円にもなっている中で、大学の学費が学生生活や家計に与える影響は大きく、もはやまともに学生生活を送れない、大学に行くことができないという事態が進んでいる。しかも、これだけ高い学費を払っているが、大学の事態は悪くなる一方である。平成三年には大阪大学で、技術指導を行う技官が配置されず安全対策も十分な場所であったとしていた学生・院生二人が爆発事故により死亡した。こうした大学の現状について、学生はもとより、父母、教職員、マスコミや財界までもが、もはや大学が大学足り得ていないと指摘しており、その改善のために大学予算を増額することは国民的課題となっている。しかし、政府・大蔵省はこの間、平成七年度国立大学の授業料の十%値上げ、文系学部よりも理系学部の学費を高くする「学部間格差」を導入する、私立大学に対しては私学助成を十%削減する方針を固めている。この方針が実施されると、文系学部の初年度納付金は七十一万円以上、理系学部は百万円を超え、医・歯学部では二三百万円以上にも上昇し、ますます経済的理由により大学進学を断念する人が生み出され、教育の機会均等の原則を完全に破壊し、親の収入によつて将来が左右されるという事態が生み出される。私立大学についても今回の削減により学費の高騰に更に拍車がかかることになる。これは国民や学生が願う方向に真つ向から対立するものであり、断じて許すことはできない。ついては、学生生活の保障と充実、父母の負担を軽くして、大学を大学らしくするために、次の事項について実現を図られたい。

一、国公立大学の学費値上げを中止し、更に値下げすること。
二、大学予算・私学助成を大幅に増額すること。

三、国立大学の「授業料学部間格差」の導入方針を撤回すること。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての子供・生徒への行き届いた教育に関する請願（第七七一号）
一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願（第七八〇号）

第七七一号 平成六年四月十二日受理
すべての子供・生徒への行き届いた教育に関する請願

請願者 福井市足羽 向井一男外百九十四名
紹介議員 古川太三郎君
この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第七八〇号 平成六年四月十四日受理
三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府住之江区北加賀屋一ノ二ノ二九 飯野元補外九百九十九名
紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表字都宮大学の項中「教育学部」に改め、同表岡山大学の項中「工学部」を「環境理工学部」に改める。

学部」を「工学部」に改める。

第三条の四第二項の表中

学部	新潟県	新潟大学	新潟大学医療短期大学
短期大学部	新潟県	新潟大学	新潟大学医療短期大学

技術短期大学部	新潟県	新潟大学	新潟大学
大学法経短期大学部	静岡県	静岡大学	静岡大学

大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学	静岡大学
岡大学法経短期大学部	静岡県	静岡大学	静岡大学

附則第三項中「一万九千八百七十六人」を「一万九千九百十五人」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律中附則第三項の改正規定は平成六年四月一日から、第三条第一項の表の改正規定は同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成九年四月一日から施行する。

（新潟大学商業短期大学部等の存続に関する経過措置）
2 新潟大学商業短期大学部、静岡大学工業短期大学部及び神戸大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、国立学校設置法の一部を改正する法律案（予

備審査のための付託は四月二十五日

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載 小字及び―は修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

1 この法律中附則第三項の改正規定は^{公布の日}平成六年四月一日から、第三条第一項の表の改正規定は^{平成六年}同月十日から、第三条の四第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成九年四月一日から施行する。

平成六年五月十九日印刷

平成六年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F